

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第27号	さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則	税 制 課	令和元年8月7日
規則第28号	さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和元年8月22日
規則第29号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和元年8月23日
規則第30号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和元年8月26日
規則第31号	さいたま市区長事務委任規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和元年8月26日
規則第32号	さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和元年8月26日
規則第33号	さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和元年9月3日
規則第34号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和元年9月13日
規則第35号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和元年9月17日
規則第36号	さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則	交 通 政 策 課	令和元年9月18日
規則第37号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	生 活 福 祉 課	令和元年9月24日
規則第38号	さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	生 活 福 祉 課	令和元年9月24日
規則第39号	さいたま市予算規則の一部を改正する規則	財 政 課	令和元年9月26日
規則第40号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和元年9月27日
規則第41号	さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和元年9月27日
規則第42号	さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	幼 児 政 策 課	令和元年9月27日
規則第43号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則	保 育 課	令和元年9月27日
規則第44号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	I C T 政 策 担 当	令和元年9月30日

さいたま市規則第27号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第29号を次のように改める。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長（さいたま市 区長）



滞納処分の執行停止取消通知書

年 月 日付で滞納処分の執行を停止した滞納金額については、次のとおり滞納処分の執行の停止を取り消しましたので、地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。

滞納者	住（居）所 又は所在地	
	氏 名 又は名称	
取消年月日	年 月 日	
取消事由		
取消金額	別紙明細書のとおり	

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第74号の3（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p>固定資産税耐震基準適合住宅に係る減額申告書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第7項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第74号の3（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p>固定資産税耐震基準適合住宅に係る減額申告書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第6項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>様式第74号の4（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p>固定資産税高齢者等居住改修住宅に係る減額申告書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第8項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第74号の4（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p>固定資産税高齢者等居住改修住宅に係る減額申告書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第7項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>様式第75号（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p>固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第9項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第75号（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p>固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市市税条例附則第19条第8項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>[略]</p>

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第75号の2（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定耐震基準適合住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第10項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第75号の3（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第11項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第75号の4（別表第1関係）

[略]

固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第12項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第75号の2（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定耐震基準適合住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第9項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第75号の3（別表第1関係）

[略]

固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第10項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第75号の4（別表第1関係）

[略]

固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第11項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第75号の5（別表第1関係）

[略]

固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第13項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第75号の5（別表第1関係）

[略]

固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書

[略]

さいたま市市税条例附則第19条第12項の規定により、次のとおり申告します。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

第2条 さいたま市市税条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（市長の権限の委任）</u></p> <p>第2条の2 <u>市長は、条例第3条の2の規定により、次に掲げる事務を区長に委任する。ただし、次項に規定する事務についてはこの限りでない。</u></p> <p>(1) <u>普通徴収に係る個人の市民税、土地及び家屋に係る固定資産税、軽自動車税並びに都市計画税に係る徴収金の賦課徴収に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税に係る徴収金の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特別徴収に係る個人の市民税、法人の市民税、償却資産に係る固定資産税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に係る徴収金の徴収に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市税に係る過料に関すること。</u></p> <p>(5) <u>徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関すること。</u></p> <p>(6) <u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書に規定する事務は、次に掲げる事務とする。</u></p>

- (1) 課税権の帰属その他地方税法の規定の適用について他の地方団体の長と意見を異にした場合の措置に関すること。
- (2) 徴収金の還付及び充当に関すること。
- (3) 特別徴収に係る個人の市民税、法人の市民税、償却資産に係る固定資産税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に係る過料に関すること。
- (4) 法第410条に規定する固定資産の価格等の決定に関すること。
- (5) 条例第8条に規定する災害等による期限の延長に関すること。
- (6) 条例第24条の2第1項第1号イ又はウの規定による指定に関すること。
- (7) 条例第33条第2項、第76条第2項又は第155条第2項に規定する納期の変更に関すること。
- (8) 別表第2及び別表第3に規定する減免で、その範囲と割合について基準がないものに関すること。
- (9) 市長が特に必要と認めた事務に関すること。

(事務取扱の所管)

第2条の3 前条第1項の規定により委任する事務は、次の表の左欄に掲げる税目に応じ、同表の中欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に定める所管区の区長が取り扱うものとする。

税目	区分		所管区
市民税	個人	普通徴収分及び公的年金等に係る	区内に住所を有する個人に係る事務 賦課期日における納税義務者の住所地を所管する区
		所得に係る特別徴収分	区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しないものに係る事務 賦課期日における納税義務者の事務所、事業所又は家屋敷の所在地を所管する区
	給与所得に係る特別徴収分	徴収金の徴収に係る事務（以下「徴収事務」という。）	大宮区
法人	徴収事務		大宮区

固定資産税	土地及び家屋		賦課期日における土地又は家屋の所在地を所管する区
	償却資産	総務大臣又は県知事配分に係る償却資産に係る徴収事務以外の徴収事務	賦課期日における償却資産の所在地を所管する区
		総務大臣又は県知事配分に係る償却資産に係る徴収事務	浦和区
軽自動車税			賦課期日における軽自動車等（条例第88条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）の主たる定置場の所在地を所管する区
市たばこ税	徴収事務		大宮区
特別土地保有税	徴収事務		大宮区
入湯税	徴収事務		大宮区
事業所税	徴収事務		大宮区
都市計画税			賦課期日における土地又は家屋の所在地を所管する区

2 法第20条の4の規定により徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関しては、当該徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所管する区の区長が取り扱うものとする。

（徴収事務の引継ぎ）

第2条の4 区長は、徴収金の滞納者が住所、居所、



事務所又は事業所を他の区に有する場合は、当該他の区の区長に徴収事務を引き継ぐことができる。

2 区長は、前項の規定による徴収事務の引継ぎを受けたときは、その旨を当該徴収金の滞納者に通知しなければならない。

(申告等の特例)

第2条の5 法、令、条例及びこの規則の規定により、納税者、特別徴収義務者等が市長に対して行う申告、申請、請求その他書類の提出については、次に掲げるものを除き、第2条の3に規定する所管区の区長に対して行うものとする。

(1) 審査請求に関するもの

(2) 給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税、法人の市民税、償却資産に係る固定資産税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に関するもの（徴収金の徴収に関するものを除く。）

(3) 徴収金の還付に関するもの

(4) 条例第8条第3項に規定する災害等による申告等に関する期限の延長に関するもの

(5) 条例第24条の2第1項第1号イ又はウの規定による指定に関するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(情報通信の技術を利用して行う行政手続等)

第2条の6 [略]

2 市長又は第2条の3に規定する所管区の区長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項又はさいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用して地方税に関する法令又は条例等に規定する処分通知等を行うときは、前項の情報通信システムを用いて行うものとする。

3 [略]

(徴税吏員)

第3条 市長は、次に掲げる者を徴税吏員として委任する。この場合において、第1号に該当する者は、別に辞令を交付することなく、その間徴税吏員を命ぜられたものとみなす。

(1) 区長及び市税に関する事務に従事する市職員

(2) [略]

2 [略]

(納税証明書の請求)

(情報通信の技術を利用して行う行政手続等)

第2条の2 [略]

2 市長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項又はさいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用して地方税に関する法令又は条例等に規定する処分通知等を行うときは、前項の情報通信システムを用いて行うものとする。

3 [略]

(徴税吏員)

第3条 市長は、次に掲げる者を徴税吏員として委任する。この場合において、第1号に該当する者は、別に辞令を交付することなく、その間徴税吏員を命ぜられたものとみなす。

(1) 市税に関する事務に従事する市職員

(2) [略]

2 [略]

(納税証明書の請求)

第9条 法第20条の10の納税証明書（条例第82条の3第1項の証明書を除く。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。ただし、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機により、交付の請求をする場合は、この限りでない。

(1)～(4) [略]

（延滞金の減免）

第11条 市長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、延滞金を減免することができる。

(1)～(8) [略]

2 前項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

（市民税の減免）

第12条の5 市長は、条例第47条第1項の規定により市民税を減免するときは、別表第2に定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。

（固定資産税及び都市計画税の減免）

第13条 市長は、条例第80条第1項の規定により固定資産税を減免するときは、別表第3に定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。

2 市長は、都市計画税を減免するときは、固定資産税の例によるものとする。

（固定資産課税台帳の閲覧の件数の計算）

第13条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧は、1納税義務者（2以上の区に土地若しくは家屋又は償却資産を所有する者を含む。）1年度分をもって1件とする。

（固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の請求）

第13条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付を受けようとする者は、証明書の交付を求める権利を有する者であることを証する書類を提示して、次に掲げる事項を記載

第9条 法第20条の10の納税証明書（条例第82条の3第1項の証明書を除く。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長又は区長に提出しなければならない。ただし、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機により、交付の請求をする場合は、この限りでない。

(1)～(4) [略]

（延滞金の減免）

第11条 市長又は区長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、延滞金を減免することができる。

(1)～(8) [略]

2 前項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書にその事由を証明する書類を添付して、市長又は区長に提出しなければならない。ただし、市長又は区長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

（市民税の減免）

第12条の5 市長又は区長は、条例第47条第1項の規定により市民税を減免するときは、別表第2に定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。

（固定資産税及び都市計画税の減免）

第13条 市長又は区長は、条例第80条第1項の規定により固定資産税を減免するときは、別表第3に定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。

2 市長又は区長は、都市計画税を減免するときは、固定資産税の例によるものとする。

（固定資産課税台帳の閲覧の件数の計算）

第13条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧は、1納税義務者（2以上の区に土地若しくは建物又は償却資産を所有する者を含む。）1年度分をもって1件とする。

（固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の請求）

第13条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付を受けようとする者は、証明書の交付を求める権利を有する者であることを証する書類を提示して、次に掲げる事項を記載

した請求書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の件数の計算)

第13条の4 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書については、土地は1納税義務者（2以上の区に土地を所有する者を含む。）1年度分につき3筆までを、家屋は1納税義務者（2以上の区に家屋を所有する者を含む。）1年度分につき3棟までを、償却資産は1納税義務者（2以上の区に償却資産を所有する者を含む。）1年度分をもって1件とする。

(軽自動車税の減免)

第14条 市長は、条例第96条及び第97条の規定により軽自動車税を減免するときは、別表第4の定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。

別表第1（第4条関係）

1・2 [略]

3 固定資産税及び都市計画税

様式番号	名称
[略]	
72	固定資産税新築施設建築物（市街地再開発事業）に係る減額申告書
72の2	固定資産税新築住宅（サービス付き高齢者向け住宅）に係る減額申告書
72の3	固定資産税新築防災施設建築物（防災街区整備事業）に係る減額申告書
72の4	固定資産税高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る減額申告書
73	固定資産税耐震基準適合住宅に係る減額申告書
73の2	固定資産税高齢者等居住改修住宅に係る減額申告書
73の3	固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書
73の4	固定資産税特定耐震基準適合住宅に係る減額申告書
73の5	固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書
74	固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書

した請求書を区長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の件数の計算)

第13条の4 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書については、土地は1納税義務者（2以上の区に土地を所有する者を含む。）1年度分につき3筆までを、建物は1納税義務者（2以上の区に建物を所有する者を含む。）1年度分につき3棟までを、償却資産は1納税義務者（2以上の区に償却資産を所有する者を含む。）1年度分をもって1件とする。

(軽自動車税の減免)

第14条 市長又は区長は、条例第96条及び第97条の規定により軽自動車税を減免するときは、別表第4の定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。

別表第1（第4条関係）

1・2 [略]

3 固定資産税及び都市計画税

様式番号	名称
[略]	
72	削除
73	固定資産税新築施設建築物（市街地再開発事業）に係る減額申告書
74	固定資産税新築住宅（サービス付き高齢者向け住宅）に係る減額申告書

7 5	<u>固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書</u>
7 6	[略]
7 6 の 2	<u>固定資産税・都市計画税宅地化農地確認申請書</u>
7 7	<u>東日本大震災に係る固定資産税・都市計画税被災住宅用地に係る申告書</u>
7 7 の 2	<u>東日本大震災に係る固定資産税区分所有家屋の敷地に係る特定被災共用土地の按分申出書</u>
4～8	[略]

7 4 の 2	<u>固定資産税新築防災施設建築物（防災街区整備事業）に係る減額申告書</u>
7 4 の 3	<u>固定資産税耐震基準適合住宅に係る減額申告書</u>
7 4 の 4	<u>固定資産税高齢者等居住改修住宅に係る減額申告書</u>
7 5	<u>固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u>
7 5 の 2	<u>固定資産税特定耐震基準適合住宅に係る減額申告書</u>
7 5 の 3	<u>固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u>
7 5 の 4	<u>固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書</u>
7 5 の 5	<u>固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書</u>
7 6	[略]
7 7	<u>固定資産税・都市計画税宅地化農地確認申請書</u>
7 7 の 2	<u>東日本大震災に係る固定資産税・都市計画税被災住宅用地に係る申告書</u>
7 7 の 3	<u>東日本大震災に係る固定資産税区分所有家屋の敷地に係る特定被災共用土地の案分申出書</u>
4～8	[略]

様式第 4 号（その 1）から様式第 5 号（その 2）までを次のように改める。

様式第4号(その1)(別表第1関係)

個人証明

税証明交付請求書  
(所得・課税(非課税)証明書、納税証明書等)

(宛先) さいたま市長

請求日		年 月 日	
窓口に来られた方 (請求者)	住所		
	フリガナ		電話番号
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	証明が必要な方との関係		
	使用目的		

どなたの 何の証明書が 必要ですか	住所		証明書の種類	
	フリガナ		年度	枚
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	車両(標識)番号			
	住所		証明書の種類	
	フリガナ		年度	枚
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	車両(標識)番号			

注

様式第4号(その2)(別表第1関係)

法人証明

税証明交付請求書  
(納税証明書・営業(所在)証明書)

(宛先) さいたま市長

請求日		年 月 日	
窓口に来られた方 (請求者)	住所		
	フリガナ		電話番号
	氏名		
	証明が必要な方との関係		
	使用目的		

どなたの 何の証明書が 必要ですか	所在地		証明書の種類	
	フリガナ		事業年度	枚数
	名称 及び 代表者氏名	(印)	年 月～ 年 月	枚
	法人番号			
	車両(標識)番号			
	所在地		証明書の種類	
	フリガナ		事業年度	枚数
	名称 及び 代表者氏名	(印)	年 月～ 年 月	枚
	法人番号			
	車両(標識)番号			

委任状				
私は、上記の内容について、税証明書の交付請求及び受領をする権限を、下記代理人に委任します。				
代理人		委任者		(印)
(住所)		(所在地)		
(氏名)		(名称)		
(生年月日)	年 月 日	(代表者氏名)		

注

様式第5号(その1)(別表第1関係)

納 税 証 明 書

納 税 者 義 務 者	住所(所在地)	
	氏名(名 称)	

年度(事業年度)	税 目	納 付 す べ き 税 額	納付済税額	未納税額	未納税額のうち 納期未到来税額	備 考
摘要						( / )

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

さいたま市長



様式第5号（その2）（別表第1関係）

納 税 証 明 書

納 税 者 義 務 者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	車両番号(標識番号)	

年 度	税 目	納 付 す べ き 税 額	納 付 済 税 額	未 納 税 額	未納税額のうち 納期未到来税額	備 考
摘要						( / )

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

さいたま市長





様式第6号（その1）から様式第9号（表）までを次のように改める。

様式第6号（その1）（別表第1関係）

軽自動車税納税証明書（継続検査用）

納 税 義 務 者 氏 名 （ 名 称 ）	
車 両 番 号	
納 税 済 年 月 日	
この証明書の有効期限	
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

さいたま市長



様式第6号(その2)(別表第1関係)

この軽自動車税納税証明書は、継続検査の際に使用するものですから「自動車検査証」と一緒に保管してください。

軽自動車税納税証明書(継続検査用)

納税義務者氏名 (名称)	
車両番号	
納税済年月日	
証明書有効期限	

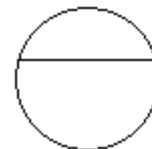
上記については、滞納のないことを証明します。

年 月 日

さいたま市長



注



様

軽自動車税納税証明書(継続検査用)

様式第7号（別表第1関係）

延滞金減免申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申請者

住所(所在地)

氏名(名称)



法人番号

電話番号

延滞金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

納 税 者  (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地	
	氏名 又は名称	
滞納金額	別紙明細書のとおり	
減免を受けようとする理由		
該当条項		
備考		

備考 申請に際しては、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様

さいたま市長 印

## 延滞金減免通知書

年 月 日付けで申請のあった延滞金の減免については、次のとおり減免することと決定しましたので通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住（居）所 又は所在地	
	氏 名 又は名称	
滞納金額	別紙明細書のとおり	
事由		
減免金額 (減免の割合)		
該当条項		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長 印

延滞金減免申請棄却通知書

年 月 日付けで申請のあった延滞金の減免については、次の理由により認められませんので通知します。

(特別徴収義務者) 納税者	住 (居) 所 又は所在地	
	氏 名 又は名称	
滞納金額	別紙明細書のとおり	
決定理由		
備考		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

領収済通知書  
さいたま市

納税者
-----

税目	調定年度	課税年度
通知書番号	期別	
期 C	納付書種類	
納付番号	確認番号	

税額	円
延滞金	円
合計	円
納期限	

領収日付印  
(さいたま市控)

納付書(原符)  
さいたま市

通知書番号	
期別	
税額	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
納税者	

領収日付印  
(金融機関控)

領収証書  
さいたま市

通知書番号	
期別	
税額	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
納税者	

収入印紙不要

領収日付印  
(納税者控)

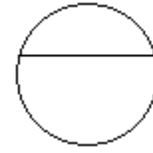
督促状

次の金額が未納になっておりますので、至急納付してください。  
この督促状は、年 月 日現在で納付を確認できなかった方について作成しています。既に納付されている場合は、行き違いですので、ご了承ください。

納税者	
年 度	
税 目	
通知書番号	
期 別	
税 額	円
納 期 限	

発行日

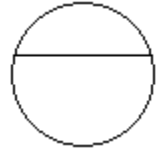
さいたま市長



様

様式第9号の2（表）を次のように改める。





督促状

次の金額が未納になっておりますので、至急納付してください。  
 この督促状は、 月 日現在で納付を確認できなかった方について作成していますが、金融機関等に納付されてから本市で確認できるまでに日数を必要とします。  
 既に納付されている場合は行き違いですのでご了承ください。

発行日

さいたま市長



様

納税義務者	
年度	処理事項
事業年度	
から まで	
税額	円
延滞金	円
	円
合計納付額	円
納期限	

上記のとおり領収しました。

(納税者保管)

領収済通知書

納税義務者	
年度	処理事項
事業年度	
から まで	
税額	円
延滞金	円
	円
合計納付額	円
納期限	

領収日付印

上記のとおり領収しましたので通知します。(さいたま市保管)  
 さいたま市会計管理者

納付書(原符)

納税義務者	
年度	処理事項
事業年度	
から まで	
税額	円
延滞金	円
	円
合計納付額	円
納期限	

領収日付印

上記のとおり領収しました。

(金融機関保管)

様式第9号の3（表）を次のように改める。

様式第9号の3 (別表第1関係) (表)

督促状

様
---

次の金額が未納になっておりますので、至急納入してください。  
 この督促状は、 年 月 日現在で納入を確認できなかった方について作成していますが、金融機関等に納入されてから本市で確認できるまでに日数を必要とします。  
 既に納入されている場合は行き違いですので、ご了承ください。

さいたま市	
市民税・県民税(特別徴収)	
年 月	
指 定 番 号	
税 額	円
納 期 限	
延 滞 金	法律により計算した金額

発行日 年 月 日

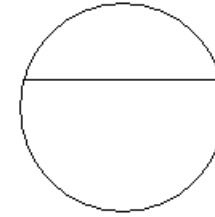
さいたま市長



納入の方法

審査請求及び取消しの訴え

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



様

様式第10号から様式第34号（その2）までを次のように改める。

様式第10号(別表第1関係)

納税管理人申告書( 税)

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
(所在地)

氏名(名称  
及び代表者  
氏名)

㊟

法人番号  
電話番号

次のとおり納税管理人を定め、私の納付(入)すべき 税の納税に関する一切の事項を処理させることにしましたので、さいたま市市税条例第 条第 項の規定により申告します。

新納税管理人	住 所 (所在地)		電 話 番 号	
	氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)		職 業	
旧納税管理人	住 所 (所在地)		電 話 番 号	
	氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)		職 業	

上記のとおり の納税管理人を承諾します。

年 月 日

住 所  
(所在地)

氏名(名称  
及び代表者  
氏名)

㊟

様式第 1 1 号(別表第 1 関係)

納税管理人承認申請書( 税)

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
(所在地)

氏名(名称  
及び代表者  
氏名)

㊟

法人番号  
電話番号

次のとおり納税管理人を定め、私の納付(入)すべき 税の納税に関する一切の事項を処理させることについて承認を受けたいので、さいたま市市税条例第 条第 項の規定により申請します。

新納税管理人	住 所 (所在地)		電 話 番 号	
	氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)		職 業	
旧納税管理人	住 所 (所在地)		電 話 番 号	
	氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)		職 業	
選 任 理 由				
<p>上記のとおり の納税管理人になることを承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (所在地) 氏名(名称 及び代表者 氏名)</p> <p>㊟</p>				

様式第12号(別表第1関係)

納税管理人承認(不承認)通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けの納税管理人承認申請書については、

次のとおり承認したので 通知します。  
次の理由により認められないので

納 税 管 理 人	住 所 (所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
管理する税目		
理 由		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第13号(別表第1関係)

市税の徴収の確保に支障がないことについて認定を受けたい旨の申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所  
(所在地)

氏名(名称  
及び代表者  
氏名)



電話番号

私の納付(入)すべき次の市税の徴収の確保に支障がないことについて認定を受けたいので、さいたま市市税条例第 条第 項の規定により申請します。

市 税 の 内 容	
支 障 が な い 理 由	



様式第14号（別表第1関係）

相続人代表者指定届

年 月 日

(宛先)さいたま市長

相続人

\_\_\_\_\_ 印  
 \_\_\_\_\_ 印  
 \_\_\_\_\_ 印  
 \_\_\_\_\_ 印

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

相続人の代表者	氏名 (名称)				
	法人番号				
	住所 (所在地)		電話番号		
被相続人	氏名				
	死亡時の住所				
	死亡年月日				
相続人	氏名 (名称)	法人番号	被相続人との続柄	住所 (所在地)	相続分
備考					

相続人代表者指定通知書

第 号

年 月 日

相続人 様

さいたま市長



被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第2項の規定により通知します。

相 代 表 者 の 相 続 人	氏 名 ( 名 称 )		
	住 所 ( 所 在 地 )		
被 相 続 人	氏 名		
	死 亡 時 の 住 所		
	死 亡 年 月 日		
相 続 人	氏 名 ( 名 称 )	被 相 続 人 と の 続 柄	住 所(所 在 地)
指 定 理 由			

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

さいたま市長



納付（納入）通知書

あなたは、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者又は保証人として、次のとおり納付（納入）しなければならないこととなりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。

納税者 (特別徴収義務者)		住(居)所 又は所在地						
		氏名 又は名称						
滞納 金額	担当市区 年 度	税目	通知書 番号	期別 (月別)	納期限	本 税 加算金 (円)	延 滞 金 (円)	滞納処分費 (円)
納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが第二次納税義務者又は保証人として納付（納入）すべき金額			円に延滞金及び滞納処分費を加えた額					
納付（納入）の期限			年 月 日					
納付（納入）場所								
処分理由								
第二次納税義務又は保証債務を課される根拠となる法律の規定			地方税法第 条 第 項					

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(滞納処分)

納付（納入）の期限までにあなたが納付（納入）すべき金額を完納しないため催告を受け、催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

様

さいたま市長



納付（納入）催告書

年 月 日にあなたに納付（納入）通知をした第二次納税義務又は納税保証に係る次の徴収金（納付（納入）の期限： 年 月 日）が、次のとおり滞納となっています。

次の納付（納入）場所で納付（納入）してください。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地	
	氏名 又は名称	
納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者又は保証人として、あなたが納付（納入）すべき滞納金額		円に延滞金及び滞納処分費を加えた額
納付（納入）場所		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(滞納処分)

この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

様

さいたま市長



納期限変更告知書

地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収をするため、次のとおり納期限を変更しますので、同条第3項の規定により告知します。

納 税 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	住（居）所 又は所在地							
	氏 名 又は名称							
繰 上 徴 収 を す る 市 税	担当市区 年 度	税目	通知書番号	期別 (月別)	本 税 加算金(円)	延 滞 金 (円)	変更後の 納 期 限	変更前の 納 期 限
納 付（納 入）場 所								
備 考								

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



交 付 要 求 通 知 書

強制換価手続が行われましたので、次のとおり滞納金額を徴収するため、地方税法がその例とする国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求をしました。同条第 項の規定により通知します。

滞 納 者	住（居）所 又は所在地	
	氏 名 又は名称	
滞 納 金 額	別紙明細書のとおり	
交 付 要 求 に 係 る	財 産 又 は 事 件 番 号 ----- ----- ----- -----	
執 行 機 関 名		
備 考		

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



交 付 要 求 書

強制換価手続が行われましたので、次のとおり滞納金額を徴収するため、地方税法がその例とする国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求します。

滞 納 者	住（居）所 又は所在地	
	氏 名 又は名称	
滞 納 金 額	別紙明細書のとおり	
交 財 付 産 要 又 求 は に 事 係 件 る 番 号	..... ..... ..... .....	
執 行 機 関 名		
備 考		

譲渡担保権付財産に係る納税告知書

第 号  
年 月 日

譲渡担保財産の権利者

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

さいたま市長



次の納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち、あなたから徴収する金額は次のとおりですので、地方税法第 1 4 条の 1 8 第 2 項の規定により告知します。

納 税 者 (特別徴収義務者)		住 所 (所在地)			氏 名 (名 称)					
滞 納 金 額	年 度	税 目	整理番号	期別	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	備考
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
								〃	〃	
								〃	〃	
								〃	〃	
滞納金額のうち徴収しようとする金額							円			連 絡 先
譲 渡 担 保	(名称、数量、性質及び所在)									

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

地方税法第15条の2第1項又は第2項及びさいたま市市税条例第6条の3の規定により、次のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者 納税者 特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)		電話番号						
	氏名 (名称及び 代表者氏名)			法人番号(法人の場合)					
納付(納入) すべき徴収金	年度	税目	期別 (月期)	納期限	本税 (円)	加算金 (円)	延滞金 (円)	備考	
納付(納入)すべき徴収金のうち 徴収の猶予を受けようとする金額									
該当条項									
猶予該当 事実の詳細									
一時に納付 することが できない 事情の詳細									
猶予を受けようとする期間		から まで							
納付 (納入) 計画	期 限		金 額 (円)		期 限		金 額 (円)		
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価額及び所在							
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することができない 場合のその特別の事情							

徴収猶予期間延長申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

地方税法第15条の2第3項及びさいたま市市税条例第6条の3の規定により、次のとおり徴収の猶予期間の延長を申請します。

申請者 納税者 特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)		電話番号					
	氏名 (名称及び 代表者氏名)		法人番号(法人の場合)					
猶予期間の延長を 受けようとする 徴収金	年度	税目	期別 (月期)	納期限	本税 (円)	加算金 (円)	延滞金 (円)	備考
猶予期間内に猶予を 受けた金額を納付(納入) することができない やむを得ない理由								
当初の猶予期間		から まで						
延長を受けようとする猶予期間		から まで						
納付 (納入) 計画	期 限		金 額 (円)		期 限		金 額 (円)	
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価額及び所在						
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することができない 場合のその特別の事情						

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



申請書の訂正等に係る通知書

年 月 日付けで提出のありました に係る申請書について、記載に不備があるため、又は申請書に添付すべき書類の記載に不備があり、若しくはその提出がないため、この通知書を受け取った日から20日以内に、下記のとおり申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。

なお、上記期間内に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかったときは、

- 地方税法第15条の2第8項
- 地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第8項の規定により申請を取り下げたものとみなします。

訂正等を求める書類	訂正等の内容

差押解除申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

年 月 日に徴収の猶予を受けた徴収金について、地方税法第15条の2の3第2項の規定により、差押財産の差押えの解除を申請します。

申請者 納税者 〔特別徴収義務者〕	住(居)所 (所在地)	電話番号	
	氏名 (名称及び 代表者氏名)	Ⓜ	法人番号(法人の場合)
徴収の猶予に係る徴収金			
差押年月日			
差押財産			
摘要			

様

さいたま市長



徴収猶予承認（一部承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予について、次のとおり承認（一部承認）しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
徴収の猶予を 承認（一部承認） した	徴収金			
	期 間	から	まで	
該当条項				
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
担保財産				
一部承認 となった 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長



徴収猶予期間延長承認 (一部承認) 通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予期間の延長について、次のとおり承認 (一部承認) しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
徴収の猶予 期間の延長を 承認 (一部承認) した	徴収金			
	期 間	から	まで	
該当条項				
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
担保財産				
一部承認 となった 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長



徴収猶予棄却（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予について、次のとおり棄却（却下）しましたので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
徴収の猶予を受けようとする徴収金				
猶予を受けよう とする期間	から まで			
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
棄却（却下）理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長



徴収猶予期間延長棄却 (却下) 通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予期間の延長について、次のとおり棄却 (却下) しましたので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住 (居) 所 又は所在地			
	氏 名 又は名称			
猶予期間の延長を受けようとする徴収金				
当初の猶予期間	から まで			
延長を受けよう とする猶予期間	から まで			
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
棄却 (却下) 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



様

さいたま市長



## 徴収猶予取消通知書

徴収の猶予をした徴収金については、次のとおり徴収の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地	
	氏名 又は名称	
徴収の猶予を 承認した日(当初)		
徴収の猶予を 取り消す徴収金		
取消理由		
備考		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長



換価の猶予通知書

次のとおり滞納処分による財産の換価を猶予しましたので、地方税法第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
換価の猶予 に係る	徴収金			
	期間	から	まで	
該当条項				
納付 (納入) 計画	期限	金額(円)	期限	金額(円)
担保財産				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長



換価の猶予期間延長通知書

次のとおり換価の猶予の期間を延長しましたので、地方税法第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
換価の猶予に 係る	徴収金			
	期間	から	まで	
該当条項				
納付 (納入) 計画	期限	金額(円)	期限	金額(円)
担保財産				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

換価の猶予申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

地方税法第15条の6の2第1項及びさいたま市市税条例第6条の5の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

申請者 納税者 特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)		電話番号					
	氏名 (名称及び 代表者氏名)		⑩			法人番号(法人の場合)		
納付(納入)すべき 徴収金	年度	税目	期別 (月期)	納期限	本税 (円)	加算金 (円)	延滞金 (円)	備考
納付(納入)すべき徴収金のうち 換価の猶予を受けようとする金額								
猶予に係る徴収金を一時に 納付(納入)することによ り事業の継続又は生活の維 持が困難となる事情の詳細								
猶予を受けようとする期間			から まで					
納付 (納入) 計画	期 限		金 額 (円)		期 限		金 額 (円)	
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価額及び所在						
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することができない 場合のその特別の事情						

換価の猶予期間延長申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

地方税法第15条の6の2第2項及びさいたま市市税条例第6条の5の規定により、次のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

申請者 納税者 特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)		電話番号					
	氏名 (名称及び 代表者氏名)		法人番号(法人の場合)					
猶予期間の延長を 受けようとする 徴収金	年度	税目	期別 (月期)	納期限	本税 (円)	加算金 (円)	延滞金 (円)	備考
猶予期間内に猶予を 受けた金額を納付(納入) することができない やむを得ない理由								
当初の猶予期間		から まで						
延長を受けようとする猶予期間		から まで						
納付 (納入) 計画	期 限		金 額 (円)	期 限		金 額 (円)		
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価額及び所在						
	<input type="checkbox"/> 無	担保を提供することができない 場合のその特別の事情						

様

さいたま市長



換価の猶予承認（一部承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった換価の猶予について、次のとおり承認（一部承認）しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
換価の猶予を 承認（一部承認） した	徴収金			
	期 間	から	まで	
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
担保財産				
一部承認 となった 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長



換価の猶予棄却 (却下) 通知書

年 月 日付けで申請のあった換価の猶予について、次のとおり棄却 (却下) しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住 (居) 所 又は所在地			
	氏 名 又は名称			
換価の猶予を受けようとする徴収金				
猶予を受けよう とする期間	から まで			
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
棄却(却下)理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長



換価の猶予期間延長承認 (一部承認) 通知書

年 月 日付けで申請のあった換価の猶予期間の延長について、次のとおり承認 (一部承認) しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住 (居) 所 又は所在地			
	氏 名 又は名称			
換価の猶予 期間の延長を 承認 (一部承認) した	徴収金			
	期 間	から まで		
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
担保財産				
一部承認 となった 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



様

さいたま市長



換価の猶予期間延長棄却 (却下) 通知書

年 月 日付けで申請のあった換価の猶予期間の延長について、次のとおり棄却 (却下) しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住 (居) 所 又は所在地			
	氏 名 又は名称			
猶予期間の延長を受けようとする徴収金				
当初の猶予期間	から まで			
延長を受けよう とする猶予期間	から まで			
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
棄却 (却下) 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長



## 換価の猶予取消通知書

換価の猶予をした徴収金については、次のとおり換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の5の3第2項又は同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地	
	氏名 又は名称	
換価の猶予を 承認(決定) した日(当初)		
換価の猶予を 取り消す徴収金		
取消理由		
備考		

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長 印

滞納処分の執行停止通知書

次のとおり地方税法第15条の7第1項の規定により滞納処分の執行を停止しましたので、同条第2項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所 又は所在地	
	氏名 又は名称	
決定年月日	年 月 日	
該当条項		
停止金額	別紙明細書のとおり	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



## 滞納処分の執行停止取消通知書

年 月 日付けで滞納処分の執行を停止した滞納金額については、次のとおり滞納処分の執行の停止を取り消しましたので、地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。

滞納者	住（居）所 又は所在地	
	氏 名 又は名称	
取消年月日	年 月 日	
取消事由		
取消金額	別紙明細書のとおり	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

保 全 担 保 提 供 命 令 書

第 号  
年 月 日

納税者(特別徴収義務者)

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

さいたま市長



地方税法第16条の3第1項の規定により、次の担保の種類のうち担保される金額に足りるもの又は担保される金額に相当する金額を、 年 月 日までに提供することを命じます。なお、この担保は、第三者の所有するものであっても差し支えありません。

担保される市税	年 月 日以後に課される 税	担保される金額	円
担 保 の 内 容 種 類	1 国債及び地方債		(参考事項)
	2 市長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券		
	3 土地		
	4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械		
	5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団		
	6 市長が確実と認める保証人の保証		
	7 金銭(担保として提供するもの)		
担保される金額の算出根拠			
備 考			

連 絡 先

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

保全担保に係る抵当権設定通知書

第 号  
年 月 日

納税者(特別徴収義務者)

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

さいたま市長



年 月 日付けで保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないため、次のとおりあなたの財産について抵当権を設定しましたので地方税法第16条の3第4項の規定により通知します。

抵当権の内容	担保される市税	年 月 日以後に課される	税	担保される金額	円
	担保財産	(名称、数量、性質及び所在)			
					連絡先
備考					

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

保 全 差 押 金 額 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

納税者(特別徴収義務者)

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

様

さいたま市長

印

保全差押金額を決定したので、地方税法第16条の4第2項の規定により、次のとおり通知します。

納 税 者 (特別徴収義務者)	年 度	住 所 (所在地)	税 目	整理番号	期別	納期限	税 額 円	延滞金額 法律による金額 円	備 考	(参考事項)
							〃			
							〃			
							〃			
保 全 差 押 を 必 要 と す る 理 由										連 絡 先
備 考										

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第33号（別表第1関係）

保全差押えに係る交付要求書

第 号  
年 月 日

要求先の執行機関

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

様

さいたま市長



地方団体の徴収金を確保するため、地方税法第16条の4第9項の規定により、次のとおり交付要求します。

納 税 者 (特別徴収義務者)		住 所 (所在地)						氏 名 (名 称)				
滞 納 金 額	年 度	税 目	整理番号	期別	納期限	税 額	加算金額	延 滞 金 額	滞 納 処 分 費	法 定 納期限等	備 考	
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円			
								〃	〃			
								〃	〃			
								〃	〃			
交 財 付 産 要 又 求 は に 事 係 件 る 名	(名称、数量、性質及び所在)									連 絡 先		
	執行機関名								差押年月日			



保全差押えに係る交付要求通知書

第 号  
年 月 日

納税者(特別徴収義務者)

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

さいたま市長



地方税法第16条の4第9項の規定により、次のとおり交付要求しました。

納 税 者 (特別徴収義務者)		住 所 (所在地)						氏 名 (名 称)			
滞 納 金 額	年 度	税 目	整理番号	期別	納期限	税 額	加算金額	延 滞 金 額	滞 納 処 分 費	法 定 納 期 限 等	備 考
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
								〃	〃		
								〃	〃		
								〃	〃		
交 付 財 産 要 求 又 は 係 事	(名称、数量、性質及び所在)									連 絡 先	
	交 付 要 求 年 月 日		年 月 日								
	執 行 機 関 名						差 押 年 月 日				

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第34号(その2) (別表第1関係)

保全差押えに係る交付要求通知書

第 号  
年 月 日

質権者(抵当権者)

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

様

さいたま市長



地方税法第16条の4第9項の規定により、次のとおり交付要求しました。

納 税 者 (特別徴収義務者)		住 所 (所在地)						氏 名 (名 称)					
滞 納 金 額	年 度	税 目	整理番号	期別	納期限	税 額	加算金額	延 滞 金 額	滞 納 処 分 費	法 定 納期限等	備 考		
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円				
								〃	〃				
								〃	〃				
								〃	〃				
交 財 付 産 要 又 求 は に 事 係 件 る 名	(名称、数量、性質及び所在)									連 絡 先			
	交 付 要 求 年 月 日		年 月 日										
	執 行 機 関 名							差 押 年 月 日					

様式第39号（その1）（表）を次のように改める。

様式第39号（その1）（別表第1関係）（表）

年度分 市民税・県民税申告書

（宛先）さいたま市長 年 月 日提出

年1月1日の住所		電話番号	自宅・勤務先・携帯
現住所	同上	個人番号	
フリガナ		職業	
氏名		世帯主の氏名	
生年月日	年 月 日生	世帯主との続柄	
「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。		整理番号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料				
⑪小規模企業共済等掛金控除							
⑫生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計				
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計				
		介護医療保険料の計					
⑬地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計				
⑭～⑮寡婦（寡夫）・ 勤労学生控除	⑭ <input type="checkbox"/> 寡婦（寡夫）控除		⑮ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除				
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還		学校名・学年	年			
⑯申告者本人が障害者の場合は、障害の程度を記入してください。		障害の程度	手帳の種類	等級			
				級・度			
⑰～⑱配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名		⑲障害の程度				
	生年月日		配偶者の合計所得金額				
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）				
⑲扶養控除	1	氏名	生年	同居・別居	続柄	⑲障害の程度	級・度
		個人番号	月日				
	2	氏名	生年	同居・別居	続柄	⑲障害の程度	級・度
		個人番号	月日				
	3	氏名	生年	同居・別居	続柄	⑲障害の程度	級・度
		個人番号	月日				
	4	氏名	生年	同居・別居	続柄	⑲障害の程度	級・度
		個人番号	月日				
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「11」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。							
⑳雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類		
	損害金額		保険金などで補填される金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額		
㉑医療費控除	支払った医療費等			保険金などで補填される金額			

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	
	雑 総合譲渡	公的年金等		キ
		その他		ク
		短期	ケ	
長期		コ		
一時		サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時		⑧	
	合計		⑨	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑩	
	小規模企業共済等掛金控除		⑪	
	生命保険料控除		⑫	
	地震保険料控除		⑬	
	寡婦（寡夫）控除		⑭	
	勤労学生・障害者控除		⑮～⑯	
	配偶者控除		⑰	
	配偶者特別控除		⑱	
	扶養控除		⑲	
	基礎控除		㉑	
⑩から㉑までの計		㉒		
雑損控除		㉓		
医療費控除		㉔		
合計（㉒+㉓+㉔）		㉕		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

6 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	個人番号	続柄	従事月数	専従者給与（控除）額
	・			月	
	・			月	
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし	専従者給与（控除）額の合計額		

7 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	寄附先	
埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	埼玉県	寄附先
	さいたま市	寄附先

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き（特別徴収） <input type="checkbox"/> 自分で納付（普通徴収）
--	--

様式第39号（その1）別表及び様式第39号（その2）を次のように改める。

年度分 市民税・県民税申告書 (分離課税等用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> <p>年 月 日 提 出</p>	フリガナ	生年月日	整理番号
	氏名	年月日	電話番号
	年1月1日の住所	さいたま市	個人番号

「個人番号」欄には、個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載してください。

この申告書 (分離課税等用) は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項 (円)

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
特例適用条文				

1 収入金額	短期譲渡	一般分	シ
		軽減分	ス
	長期譲渡	一般の譲渡	セ
		優良住宅地等に係る譲渡	ソ
		居住用財産の譲渡	タ
	一般株式等の譲渡	チ	
	上場株式等の譲渡	ツ	
	上場株式等の配当等	テ	
	先物取引	ト	

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項 (円)

所得の種類	種 目			必要経費
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
特例適用条文				

5 所得金額	短期譲渡	一般分	㉕
		軽減分	㉖
	長期譲渡	一般の譲渡	㉗
		優良住宅地等に係る譲渡	㉘
		居住用財産の譲渡	㉙
	一般株式等の譲渡	㉚	
	上場株式等の譲渡	㉛	
	上場株式等の配当等	㉜	
	先物取引	㉝	

4 上場株式等の配当所得等に関する事項 (円)

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る負債の利子
	.		
	.		
	.		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項 (円)

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 (A - B) (ただし赤字の場合は0)

7 山林所得・退職所得に関する事項 (円)

山 林	A収入金額		B必要経費		C特別控除額		D青色申告特別控除額		所得金額 (A - B - C - D)
退 職	A収入金額	勤続年数	普通障害の別	B退職所得控除額	C差引 (A - B)		所得金額 (C × 1/2)		
		年 (年月間)	1 普通 2 障害						

様式第39号(その2) (別表第1関係)

年度分 市民税・県民税申告書(事務所・事業所・家屋敷用)

(宛先) さいたま市長 年 月 日提出

年1月1日の住所		電話番号	自宅・勤務先・携帯
現住所		個人番号	
フリガナ		職業	
氏名	Ⓜ	世帯主の氏名	
生年月日	年 月 日生	世帯主との続柄	
		整理番号	

政令指定都市であるさいたま市では、区を一つの市として取扱うこととされている(地方税法第737条)ことから、事務所・事業所又は家屋敷(以下「事務所等」といいます。)に係る課税は、さいたま市の区内に実際に住んでいなくても、その年の1月1日現在、その区に事務所等を有し、かつ前年中に一定の所得があった方は、地方税法(第24条第1項第2号・第294条第1項第2号)の規定によりその事務所等のある区により均等割( 円)が課税されます。つきましては、裏面の「申告書の書き方」をご参考の上、この申告書を作成し、お早めに提出していただきますようお願いいたします。(郵送での提出の場合には、同封の返信用封筒をご利用ください。)

1 さいたま市内に有している事務所・事業所又は家屋敷について (該当するものに○をして必要事項を記入してください。)

事務所・事業所(店舗/工場等)		家屋敷	
所在地	さいたま市 区	所在地	さいたま市 区
電話番号		電話番号	
屋号(名称)		使用状況(1月1日現在)	
職(業)種		A 家族が住んでいる(持家や貸家)	
使用状況(1月1日現在)	A 使用している	B 別荘・別宅	
	B 使用していない	C 他の方に貸している	
	C 一時的に使用 月から 月まで	D 間借りしている	
	D 廃業(年 月)	E 居住していない	
	E 法人成り(年 月)	(i)現在、住んでいないが居住できる状態	
		(ii)全く居住できない状態(廃屋、取壊し等)	

2 前年中の所得金額等について (源泉徴収票の添付は必要ありません。)

給与所得	収入金額	給与所得金額	所得金額	
給与所得以外	種目	所得	所得金額	
	種目	所得	所得金額	
同一生計配偶者又は扶養親族	氏名	続柄	個人番号	
			生年月日	
			年 月 日	合計所得金額
			年 月 日	
			年 月 日	本人該当項目(該当するものに○をしてください。)
		年 月 日	障害者(特別・普通) 寡婦 寡夫	
		年 月 日	未成年者	

3 勤務先より給与支払報告書を提出済みの方

勤務先所在地	
名称	
電話番号	

4 単身赴任中の方

単身赴任の期間	
年 月から 年 月まで(予定)	

5 税務署へ確定申告書を提出済みの方又は提出予定の方

提出先 税務署	提出日・提出予定日 年 月 日
確定申告書に記載した住所	

税理士 署名押印 電話番号 Ⓜ

様式第41号(1)(表)から様式第41号(3)(表)までを次のように改める。



様式第 4 1 号(1) (別表第 1 関係) (表)

年度 市民税・県民税 税額決定 納税 通知書

地方税法第 2 4 条及び第 2 9 4 条並びにさいたま市市税条例第 1 4 条及び埼玉県税条例第 2 1 条の規定により、 年度市民税及び県民税の普通徴収税額及び公的年金特別徴収税額を決定したので、地方税法第 4 1 条、第 3 1 9 条の 2、第 3 2 1 条の 7 の 5 及び第 3 2 1 条の 7 の 8 並びにさいたま市市税条例第 3 2 条及び埼玉県税条例第 2 6 条の 3 の規定により通知します。

様  
年 月 日

さいたま市長



通知書番号
宛名番号

賦課期日氏名
賦課期日住所

--

--

口座情報			
金融機関名			
口座種別	納付方法	口座番号	
口座名義人			

様式第41号(1)(別表第1関係) (裏)

1 賦課の根拠

地方税法第24条及び第294条並びにさいたま市市税条例第14条及び埼玉県税条例第21条の規定により、  
年1月1日(賦課期日)現在の住所等の状況によって課税されます。

2 審査請求及び取消しの訴え

- (1) この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 納期

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を

乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

年分所得等明細

収入・所得・特別控除・繰越損失等										(円)			

所得控除										(円)			

扶 養 親 族 等 該 当 区 分									
控配	老控配	特定	老人	同老親	一般	特障	同特障	普障	16歳未満

本 人 該 当 区 分							
障害		未成年	勤労学生	寡婦		寡夫	
特別	普障			一般	特別		

様式第4-1号(2) (別表第1関係) (裏)

6 税率

7 調整控除

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

8 税額控除

様式第41号(3) (別表第1関係) (表)

年度市民税・県民税算出内容

税額明細	課税標準額(千円)	市民税所得割額(円)	県民税所得割額(円)
均等割			
合計額			

普通徴収	期別	納期限	納付税額(円)

公的年金特別徴収		支払者の名称		
		支払者の法人番号		
年度		公的年金の種類		
		徴収月	特別徴収税額(円)	
		仮特別徴収税額		
		特別徴収税額		
		仮特別徴収税額		

(単位：円)

合計年税額			
内給与特別徴収税額			
内公的年金特別徴収税額			
差引普通徴収税額			

(単位：円)

所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計年税額への充当額			

公的年金の支払者が、上表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。

様式第42号(1) (表) 及び様式第42号(1) (裏) を次のように改める。

様式第42号(1) (別表第1関係) (表)

年度 市民税・県民税 税額 変更(決定)通知書  
納税

地方税法第24条及び第294条並びにさいたま市市税条例第14条及び埼玉県税条例第21条の規定により、 年度市民税及び県民税の普通徴収税額及び公的年金特別徴収税額を変更(決定)したので、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8並びにさいたま市市税条例第32条及び埼玉県税条例第26条の3の規定により通知します。

様  
年 月 日

さいたま市長



変更事由

通知書番号
宛名番号

変更事由

賦課期日氏名
賦課期日住所

--

--

口座情報			
金融機関名			
口座種別	納付方法		口座番号
口座名義人			

様式第42号(1) (別表第1関係) (裏)

1 賦課の根拠

地方税法第24条及び第294条並びにさいたま市市税条例第14条及び埼玉県税条例第21条の規定により、当該年度の初日の属する年の1月1日(賦課期日)現在の住所等の状況によって課税されます。

2 審査請求及び取消しの訴え

- (1) この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
  - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 納期

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。  
延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。



様式第42号(3) (表) 及び様式第42号(3) (裏) を次のように改める。



様式第4-2号(3) (別表第1関係) (裏)

7 調整控除

8 税額控除

10 給与からの特別徴収

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

様式第42号(4) (裏) 及び様式第42号(5) (表) を次のように改める。

様式第4-2号(4) (別表第1関係) (裏)

1.1 公的年金からの特別徴収

1.2 特別徴収できなくなった場合の徴収方法

様式第42号(5) (別表第1関係) (表)

期割・月割額(前ページからの続き)

(単位:円)

徴収方法	期別	納期限	変更前(A)			変更後(B)			充当額/納付済額(C)			差引納付額(B-C)		
普通徴収														
普通徴収税額計														

(単位:円)

支払者の名称	支払者の法人番号	公的年金の種類				
徴収方法	徴収月	変更前(A)		変更後(B)	差引額(B-A)	
公的年金からの 特別徴収	仮特別徴収税額					
	特別徴収税額					
公的年金特別徴収税額計						

公的年金の支払者が、上表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。

(単位:円)

徴収方法	徴収月	変更前			変更後		
公的年金からの 特別徴収	仮特別徴収税額						

様式第45号の2（表）及び様式第45号の2（裏）を次のように改める。

様式第45号の2(表)(別表第1関係)

年度 市民税・県民税の公的年金からの特別徴収停止通知書

あなたの本年度の市民税・県民税につきましては、昨年度通知しました公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額を公的年金からの特別徴収（引き落とし）により納付いただいておりますが、本年度の税額決定により、公的年金等に係る所得により算出される税額がないため、公的年金からの特別徴収（引き落とし）を停止することになりましたので、地方税法第321条の7の7第2項及び第321条の7の8第3項の規定により通知します。

様

年 月 日

さいたま市長

印

通知書番号

賦課期日氏名
賦課期日住所

○ あなたの 年度市民税・県民税の公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額は以下のとおり変更になりました。

	年 4月分	年 6月分	年 8月分
①既に通知した仮特別徴収税額			
②変更となった仮特別徴収税額（納付いただく税額）			
③公的年金から引き落とされる（予定）税額			
④納め過ぎとなる仮特別徴収税額（還付予定の税額）			



様式第45号の2（別表第1関係）（裏）

1 市民税・県民税の公的年金からの特別徴収(引き落とし)の停止

2 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の還付等

3 審査請求及び取消しの訴え

(1) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第47号から様式第48号までを次のように改める。

様式第47号 (別表第1関係)

受付印

年度 市民税・県民税減免申請書

年 月 日提出

(宛先) さいたま市長

さいたま市市税条例第47条第2項の規定により申請します。

申請者 (納税者)	住所	
	氏名	㊟

課税標準		市民税		県民税		合計	
		所得割	均等割	所得割	均等割		
円		円	円	円	円	円	
円		円	円	円	円	円	
第1期	第2期	第3期	第4期	課税区分	整理番号	指定番号	
月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで				
円	円	円	円				
円	円	円	円	特別徴収義務者名			
減免を受ける事由						添書	付類
							通

備考

- 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
- 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。

様

さいたま市長 印

市民税・県民税減免可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました市民税・県民税の減免については、地方税法第45条及び第323条並びにさいたま市市税条例第47条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

減免決定内容

減免額合計 円

理由

年度

徴収方法

納税者氏名

課税地

1 普通徴収 (円)

	年税額						
減免前賦課額							
減免額							
減免後賦課額							
充当額							

2 給与所得に係る特別徴収 (円)

	年税額	6月	7月	8月	9月	10月	11月
減免前賦課額							
減免額							
減免後賦課額							
充当額							

	12月	1月	2月	3月	4月	5月


3 公的年金等に係る所得に係る特別徴収 (円)

	年税額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
減免前賦課額							
減免額							
減免後賦課額							

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長 

市民税・県民税減免取消決定通知書

年 月 日付で決定しました市民税・県民税の減免につきましては、次のとおり取消しをすることに決定しましたので通知します。

取消減免額合計 円

理由  
年度  
徴収方法  
納税者氏名  
課税地

1 普通徴収 (円)

	年税額						
減免前賦課額							
減免額							
減免後賦課額							
取消後賦課額							
充当額							

2 給与所得に係る特別徴収 (円)

	年税額	6月	7月	8月	9月	10月	11月
減免前賦課額							
減免額							
減免後賦課額							
取消後賦課額							
充当額							

	12月	1月	2月	3月	4月	5月

3 公的年金等に係る所得に係る特別徴収 (円)

	年税額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
減免前賦課額							
減免額							
減免後賦課額							
取消後賦課額							

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第48号（別表第1関係）



年 月 日

(宛先) さいたま市長

所在地

(フリガナ)

名称

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名



この申請に応答する者の氏名

### 法人市民税減免申請書

さいたま市市税条例第47条第2項の規定により、次のとおり申請します。

管理番号	事業年度	税額	減免を受けようとする税額
	年 月 日から 年 月 日まで	均等割 円	均等割 円
納期限	年 月 日		
減免を受けようとする事由			

#### 備考

- 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
- 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。

様式第62号から様式第66号(1) (裏) までを次のように改める。

様式第62号（別表第1関係）



固定資産税非課税の規定の適用を受けようとする者の申告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例第 条の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
非課税を受けようとする資産の地番(所在地)	さいたま市				
	さいたま市				
	さいたま市				
	さいたま市				
土 地		家 屋		償 却 資 産	
地 目		家屋番号		種 類	
地 積	m <sup>2</sup>	床面積	m <sup>2</sup>	数 量	
用 途		種 類		用 途	
		構 造			
		用 途			
設 立 年 月 日		区 域 変 更 年 月 日		使 用 開 始 年 月 日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
非課税の適用を受けようとする事由					

備考 固定資産を無料で使用させている場合には、それを証明する書面を添付してください。



様式第63号 (別表第1関係)



固定資産税非課税の規定の適用を受けなくなった者の申告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例第66条の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
非課税を受けなくなる資産の地番(所在地)	さいたま市				
	さいたま市				
	さいたま市				
	さいたま市				
土 地		家 屋		償 却 資 産	
地 目		家屋番号		種 類	
地 積	m <sup>2</sup>	床面積	m <sup>2</sup>	数 量	
用 途		種 類		用 途	
		構 造			
		用 途			
用途変更年月日		有料貸付開始年月日			
年 月 日		年 月 日			
非課税の適用を受けなくなる事由					







様式第66号(1)(別表第1関係)(表)

年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

様
---

次の税額を各納期限までに納付してください。

年 月 日

さいたま市長 印

通知書番号	
宛名番号	

変更による増減額	
円	納付年税額
	円

口座振替	金融機関コード		科目	
	口座番号			
	口座名義人			

## 1 課税の根拠

固定資産税は、地方税法第342条及び第343条並びにさいたま市市税条例第61条の規定により、1月1日現在の土地、家屋及び償却資産に対し、その所有者に課税されます。

都市計画税は、地方税法第702条及びさいたま市市税条例第152条の規定により、1月1日現在、市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象とし、その所有者に固定資産税と併せ課税されます。

## 2 不服申立て及び取消しの訴え

(1) 評価替えの年度で、課税の基礎となった固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等が登録された旨の公示の日(地方税法第411条第2項)からこの通知書の交付を受けた日後3箇月を経過する日までに固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。ただし、評価替えの年度以外でも地目の変換、家屋の新增築等があった場合は審査の申出ができます。

(2) 固定資産の価格等が登録された旨の公示後、固定資産課税台帳に登録された価格の決定(修正)により、別に「固定資産税・都市計画税価格等決定(修正)通知書」の交付を受け、決定(修正)された課税の基礎となった固定資産の価格について不服がある場合は、交付を受けた日後3箇月を経過する日までに固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

(3) この通知書に記載された価格以外の事項について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(4) この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

(5) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 3 納期

## 4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

## 5 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

様式第67号から様式第67号の5までを次のように改める。

様式第67号（別表第1関係）



固定資産税・都市計画税減免申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申請者  
住 所  
(所在地)  
氏 名 ㊟  
(名称及び代表者氏名)  
個人番号又は  
法人番号  
電話番号

さいたま市市税条例第80条第2項の規定により、次のとおり申請します。

納税義務者	住所(所在地)					
	氏名(名称)					
減免を受けようとする資産の内容						
資産区分	所在地番	地 目			地 積	価格(評価額)
		家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	
		種 類			数 量	
					m <sup>2</sup>	円
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	円
					m <sup>2</sup>	
減免を受けようとする事由						

- 備考 1 この申請書は、納期限までに提出してください。  
2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。



様式第67号の2 (別表第1関係)

年度 固定資産税・都市計画税 減免決定通知書

宛名番号

年 月 日付けで申請のありました次の固定資産について、さいたま市市税条例第80条第1項及び地方税法第702条の8第7項の規定により、固定資産税及び都市計画税を減免することになりましたので、通知します。

様

さいたま市長



資産区分	所在地番	家屋番号	課税地目種類	課税地積床面積(m <sup>2</sup> ) 数量	減免割合(%)	決定事項

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考	
----	--

様式第67号の2の2（別表第1関係）

年度 固定資産税・都市計画税 減免申請棄却（却下）通知書

宛名番号

年 月 日付けで申請のありました次の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の減免は認められませんので通知します。

様

さいたま市長

印

資産区分	所在地番	家屋番号	課税地目種類	課税地積 床面積（㎡） 数量	価格 （評価額）	棄却（却下）理由
					円	

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考	
----	--

様式第67号の2の3 (別表第1関係)

年度 固定資産税・都市計画税 減免取消決定通知書

宛名番号

年 月 日付けで決定いたしました次の固定資産について、固定資産税  
及び都市計画税の減免を取り消すことになりましたので通知します。

様

さいたま市長

印

資産 区分	所在地番	家屋番号	課税地目 種 類	課税地積 床面積 (㎡) 数量	減免割合 (%)	取消理由

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備 考	
--------	--

様式第67号の3 (別表第1関係)

固定資産

税証明交付・名寄帳請求書  
(公租証明・評価証明・資産証明・名寄帳等)

(宛先) さいたま市長

請求日		年 月 日	
窓口に 来られた方 (請求者)	住所		
	フリガナ		電話番号
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	所有者との 関係		
	使用目的		
所有者 (納税義務者)	住所 (所在地)		
	フリガナ		(法人の代表者印)
	氏名 (名称及び 代表者名)		印
	生年月日	年 月 日	

証明書の種類	年度	枚数	資産区分	所在地番 (その年の1月1日現在)	家屋番号

注

様式第67号の4 (別表第1関係)

土地(補充)課税台帳登録証明書( 証明)

区

年度

所在(町名・大字、丁目・字)	地 番	登 記 地 目	課 税 地 目	農 地 区 分
				*****
登 記 地 積	課 税 地 積	納 税 義 務 者		*****
				*****
価 格	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額	固 定 資 産 税 額	都 市 計 画 税 額

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

さいたま市長

印

様式第67号の5 (別表第1関係)

家屋(補充)課税台帳登録証明書( 証明)

区
---

年度

所在(町名・大字、丁目・字)	地 番	家屋番号	調査番号
建築年	延床面積	種 類	
納 税 義 務 者		*****	
		*****	
価 格	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額	固 定 資 産 税 額

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

さいたま市長



様式第68号から様式第69号（その2）までを次のように改める。

様式第68号（別表第1関係）



固定資産税・都市計画税住宅用地(変更)に係る申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

所有者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例第83条の規定により、次のとおり申告します。

住 宅 用 地(土 地 )の 所 在	地 積
さいたま市	m <sup>2</sup>
さいたま市	m <sup>2</sup>
さいたま市	m <sup>2</sup>

1 建て替え前の家屋の状況

所 有 者			家屋所在	さいたま市				
家屋番号	種類	構造	用 途	床面積	居住部分 の床面積	居 住 年月日	住居の数	取 壊 年月日
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		戸	
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		戸	
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		戸	

2 建て替え後の家屋の状況

所 有 者			家屋所在	さいたま市				
家屋番号	種類	構造	用 途	床面積	居住部分 の床面積	住 居 の 数	建 築 年 月 日	完 成 年 月 日
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸		
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸		
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸		



様式第68号の2 (別表第1関係)

固定資産税・都市計画税被災住宅用地に係る申告書



年 月 日

(宛先)さいたま市長

申告者  
住 所  
(所在地)

氏 名 ㊟  
(名称及び代表者氏名)  
個人番号又は  
法人番号  
電話番号

さいたま市市税条例第83条の2の規定により、次のとおり申告します。

被災住宅用地の対象となる土地 (所在地・地積)	さいたま市	m <sup>2</sup>
	さいたま市	m <sup>2</sup>
	さいたま市	m <sup>2</sup>
共有物である場合の持分割合		
①と②の所有者が申告者と異なる場合は記入してください		
①震災等のあった 年の1月1日にお ける所有者	住 所	
	氏名(名称及び代表者氏名)	申告者との関係
②震災等のあった 日における所有者	住 所	
	氏名(名称及び代表者氏名)	申告者との関係
上記の土地を申告者が取得した日		年 月 日
上記の土地の上にあった 家屋	所有者名	
	家屋番号	
震災等のあった日時	年 月 日 時頃	
震災等の詳細		
住宅用地として使用することのできない理由		

備考 家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及び詳細を証する書類を添付してください。

(注)

様式第69号(その1)(別表第1関係)

年度 固定資産税・都市計画税価格等決定(修正)通知書

区 年 月 日
宛 名 番 号

あなたの所有する次の固定資産について、地方税法第417条第1項の規定により価格等を決定(修正)して台帳に登録しましたので通知します。

様

さいたま市長



物件の所在		分離
決定(修正)事由		

	変 更 前	変 更 後
課 税 地 目		
課 税 地 積		
価 格		
固 定 課 税 標 準 額		
都 市 課 税 標 準 額		

(教示)

この決定(修正)した価格について不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に文書をもってさいたま市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。  
なお、価格については前述の審査の申出に対する決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。  
また、価格等決定(修正)に伴う税額の変更については、別途賦課決定通知書によります。

様式第69号(その2)(別表第1関係)

固定資産税・都市計画税価格等決定(修正)通知書

区
年 月 日
宛 名 番 号

あなたの所有する次の固定資産について、地方税法第417条第1項の規定により価格等を決定(修正)して台帳に登録しましたので通知します。

様

さいたま市長



物 件 の 所 在			
家 屋 番 号		調 査 番 号	
決 定 ( 修 正 ) 事 由			

	変 更 前	変 更 後
種 類		
建 築 年		
構 造		
床 面 積		
価 格		
固 定 課 税 標 準 額		
都 市 課 税 標 準 額		

(教示)

この決定(修正)した価格について不服がある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に文書をもってさいたま市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。  
なお、価格については前述の審査の申出に対する決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。  
また、価格等決定(修正)に伴う税額の変更については、別途賦課決定通知書によります。

様式第70号から様式第72号までを次のように改める。

年度 ( 年度相当) 固定資産税・都市計画税賦課決定 (変更) 通知書

様

年 月 日  
さいたま市長

日  
印

固定課税標準額	都計課税標準額
---------	---------

変更前			
	合計		
変更後			
	合計		
増減			
	合計		

決定書番号	通知書番号	宛名番号

次のとおり税額を決定 (変更) したので通知します。

		差引前税額	共有税額	軽減税額	免除税額	減免税額	確定税額	徴収猶予税額	猶予取消税額	差引後税額
変更前	固定									
	都計									
変更後	固定									
	都計									
増減	固定									
	都計									

		年 税 額	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	随 時 1	随 時 2
変更前	税 額							
変更後	税 額							
増	減							
変更前の納付済額								
変更前の納付日								
納 付 額								

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第71号（別表第1関係）



固定資産税新築住宅に係る減額申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第1項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住 所(所在地)	
	氏 名(名 称)	
所 在 地	さいたま市	
	さいたま市	
家屋番号		構 造 木造・非木造 階 層 階
建 築 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日 年 月 日 居住用に供した年月日 年 月 日
家 屋 の 種 類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・その他( )	

家 屋 の 明 細 書

一 般 住 宅			共同住宅及び区分所有に係る家屋					
居住部分の床面積 m <sup>2</sup>	その他の部分の床面積 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>	専有部分の床面積 m <sup>2</sup>	共用部分の床面積 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>	戸数	その他の部分の床面積 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>

(注)



固定資産税認定長期優良住宅に係る減額申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第2項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
所在地				
家屋番号		建築年月日	年 月 日	年 月 日
構造		登記年月日	年 月 日	年 月 日
種類		居住の用に供した年月日	年 月 日	年 月 日
認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日	年 月 日
家屋の明細	居住部分の床面積	その他の部分の床面積	合計床面積	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

認定長期優良住宅が新築された日から、その翌年の1月31日までの間に申告書を提出できなかった理由

(注)

様式第72号（別表第1関係）



固定資産税新築施設建築物(市街地再開発事業)に係る減額申告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第3項の規定により、次のとおり申告します。

納 税 義 務 者	住所(所在地)			
	氏名(名 称)			
従 前 の 権 利 者				
従 前 の 権 利	所有権 ・ 敷地権 ・ 地上権 ・ その他( )			
所 在 地	さいたま市			
	さいたま市			
家屋番号	構 造	木造・非木造	階 層	階
建 築 年 月 日	登 記 年 月 日	居住用に供した年月日		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
家 屋 の 種 類	居宅 ・ 事務所 ・ 店舗 ・ その他( )			

家 屋 の 明 細 書

一 般 住 宅			共同住宅・区分所有に係る家屋			従前の権利に対応する部分の床面積		
居住部分の床面積 m <sup>2</sup>	その他の部分の床面積 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>	専有部分の床面積 m <sup>2</sup>	共用部分の床面積 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>	居 宅 m <sup>2</sup>	その他 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>

(注)



様式第72号の次に次の3様式を加える。

様式第72号の2（別表第1関係）

固定資産税新築住宅（サービス付き高齢者向け住宅）に係る減額申告書



年 月 日

（宛先）さいたま市長

申告者

住 所

（所在地）

氏 名



（名称及び代表者氏名）

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第4項の規定により、次のとおり申告します。

納 税 義 務 者	住所(所在地)					
	氏名(名 称)					
所 在 地	さいたま市					
	さいたま市					
家屋番号		構 造		階 層		階
建 築 年 月 日		登 記 年 月 日		居 住 用 に 供 し た 年 月 日		
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
家屋の種類	共同住宅・併用住宅・その他( )					

家 屋 の 明 細 書

専 有 部 分 の 床 面 積	共 用 部 分 の 床 面 積	合 計	そ の 他 の 部 分 の 床 面 積	戸 数
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

(注)

様式第72号の3（別表第1関係）



固定資産税新築防災施設建築物(防災街区整備事業)に係る減額申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第5項の規定により、次のとおり申告します。

納 税 義 務 者	住所(所在地)	
	氏名(名 称)	
従 前 の 権 利 者		
従 前 の 権 利	所有権・敷地権・地上権・その他( )	
所 在 地	さいたま市	
	さいたま市	
家屋番号		構 造 木造・非木造 階 層
建 築 年 月 日	登 記 年 月 日	居 住 用 に 供 し た 年 月 日
	年 月 日	年 月 日
家 屋 の 種 類	居 宅 ・ 事 務 所 ・ 店 舗 ・ そ の 他 ( )	

家 屋 の 明 細 書

一 般 住 宅			共同住宅・区分所有に係る家屋			従前の権利に対応する部分の床面積		
居住部分の床面積	その他の部分の床面積	合計	専有部分の床面積	共用部分の床面積	合計	居 宅	そ の 他	合 計
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(注)

様式第72号の4（別表第1関係）



固定資産税高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る減額申告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第6項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	

減額を受けようとする家屋の内容

所 在 地	さいたま市
家 屋 番 号	
種 類	
床 面 積	m <sup>2</sup> （うち特定居住用部分 m <sup>2</sup> ）
建 築 年 月 日	年 月 日
登 記 年 月 日	年 月 日

(注)

様式第73号を次のように改める。

様式第73号（別表第1関係）



固定資産税耐震基準適合住宅に係る減額申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第7項の規定により、次のとおり申告します。

納 税 義 務 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
所 在 地	さいたま市	
家 屋 番 号	家屋の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅
構 造	木造・非木造	床面積 m <sup>2</sup>
建 築 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日 年 月 日
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用 円

家 屋 の 明 細 書

専用及び併用住宅			共同住宅及び区分所有に係る家屋					
居住部分の床面積 m <sup>2</sup>	その他の部分の床面積 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>	専有部分の床面積 m <sup>2</sup>	共用部分の床面積 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>	戸 数	その他の部分の床面積 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>

耐震改修が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由

(注)

様式第73号の次に次の4様式を加える。

様式第73号の2 (別表第1関係)



固定資産税高齢者等居住改修住宅に係る減額申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第8項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
所在地	さいたま市				
家屋番号		種 類		構 造	
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
家屋の明細	居住部分の床面積	その他の部分の床面積	合計床面積		
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

改修工事の内容

改修工事の完了年月日	年 月 日
内容	

減額措置を受けるための要件

改修費用	改修工事の費用	円	対 象 者	住所	
	うち高齢者等居住改修に係る費用①	円		氏名	
	補助金等の額②	円		要件	・65歳以上の方 ・要介護認定又は要支援認定を受けている方 ・障害をお持ちの方
	自己負担額(①-②)	円			

高齢者等居住改修が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由

--

(注)





固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申告者  
住 所  
(所在地)  
氏 名 ㊟  
(名称及び代表者氏名)  
個人番号又は  
法人番号  
電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第9項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
所在地	さいたま市				
家屋番号		種 類		構 造	
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
家屋の明細	居住部分の床面積	その他の部分の床面積	合計床面積		
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

改修工事の内容

改修工事の完了年月日	年 月 日
改修工事に要した費用	円
補助金等の額	円
内容	

熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由

(注)

様式第73号の4（別表第1関係）



固定資産税特定耐震基準適合住宅に係る減額申告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申告者  
 住 所  
 (所在地)  
 氏 名 ㊟  
 (名称及び代表者氏名)  
 個人番号又は  
 法人番号  
 電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第10項の規定により、次のとおり申告します。

納 税 義 務 者	住所 (所在地)	
	氏名 (名 称)	
所 在 地	さいたま市	
家 屋 番 号	家屋の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅
構 造	木造・非木造	床面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
建 築 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用 <span style="float: right;">円</span>

家 屋 の 明 細 書

専用及び併用住宅			共同住宅及び区分所有に係る家屋					
居住部分の床面積 m <sup>2</sup>	その他の部分の床面積 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>	専有部分の床面積 m <sup>2</sup>	共用部分の床面積 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>	戸 数	その他の部分の床面積 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>

耐震改修が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由

(注)



固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申告者  
住 所  
（所在地）  
氏 名 ㊟  
（名称及び代表者氏名）  
個人番号又は  
法人番号  
電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第11項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
所在地	さいたま市				
家屋番号		種 類		構 造	
建築年月日	年 月 日		登記年月日	年 月 日	
家屋の明細	居住部分の床面積		その他の部分の床面積		合計床面積
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

改修工事の内容

改修工事の完了年月日	年 月 日
改修工事に要した費用	円
補助金等の額	円
内容	

熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由

--

（注）

様式第74号を次のように改める。



固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申告者  
住 所  
（所在地）  
氏 名 ⑩  
（名称及び代表者氏名）  
個人番号又は  
法人番号  
電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第12項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	

減額を受けようとする家屋の内容

所 在 地	さいたま市
家 屋 番 号	
種 類	
構 造	
床 面 積	m <sup>2</sup>
建 築 年 月 日	年 月 日
登 記 年 月 日	年 月 日
耐震改修が完了した年月日	年 月 日
耐震改修に要した費用	円

耐震改修が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由

（注）

様式第74号の2から様式第74号の4までを削る。

様式第75号を次のように改める。



固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申告者

住 所

（所在地）

氏 名



（名称及び代表者氏名）

個人番号又は

法人番号

電話番号

さいたま市市税条例附則第19条第13項の規定により、次のとおり申告します。

納税義務者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	

減額を受けようとする家屋の内容

所 在 地	さいたま市
家 屋 番 号	
種 類	
構 造	
床 面 積	m <sup>2</sup>
特別特定建築物の種類	劇場 ・ 演芸場 ・ 集会場 ・ 公会堂
建 築 年 月 日	年 月 日
登 記 年 月 日	年 月 日
改修工事が完了した年月日	年 月 日

利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由

--

（注）

様式第75号の2から様式第75号の5までを削る。

様式第76号を次のように改める。





様式第76号の次に次の1様式を加える。

固定資産税・都市計画税宅地化農地確認申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

ⓐ

個人番号又は法人番号

電話番号

地方税法附則第29条の5第5項の規定により、次のとおり申請します。

土地の所在	分離	地目	地積 (㎡)	計画策定等の区分	左の計画策定等がなされた年月日

備考 地方税法施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してください。

様式第 7 7 号及び様式第 7 7 号の 2 を次のように改める。

様式第77号（別表第1関係）

東日本大震災に係る固定資産税・都市計画税被災住宅用地に係る申告書



(宛先) さいたま市長

年 月 日

申告者  
 住 所  
 (所在地)  
 氏 名 ㊟  
 (名称及び代表者氏名)  
 個人番号又は  
 法人番号  
 電話番号

さいたま市市税条例附則第56条第1項の規定により、次のとおり申告します。

被災住宅用地の対象となる土地(所在地・地積)	さいたま市	m <sup>2</sup>
	さいたま市	m <sup>2</sup>
	さいたま市	m <sup>2</sup>
共有物である場合の持分割合		
①と②の所有者が申告者と異なる場合は記入してください。		
①平成23年1月1日における所有者	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	申告者との関係
②平成23年3月1日における所有者	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	申告者との関係
上記の土地を申告者が取得した日	年 月 日	
上記の土地の上にあった家屋	所有者名	
	家屋番号	
住宅用地として使用することのできない理由		



様式第77号の3を削る。

様式第78号から様式第80号（表）までを次のように改める。

様式第78号 (別表第1関係)

軽自動車税第二次納税義務免除申告書



申告日	年 月 日
-----	-------

(宛先)  
さいたま市長

次のとおり申告します。

申告者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	㊟
	個人番号又は法人番号	

車 両 番 号 ( 標 識 番 号 )		
買 主	氏 名 (名称)	
	住 所 (所在地)	
割賦販売期間・回数		年 月から 年 月まで 回
代金を受け取れなくなった日		年 月 日
受け取れなくなった代金		円
代金を受け取れなくなった経緯等		

備考 売買契約書の写し及び買主の住所等が不明であることを証する書類を添えてください。



様式第79号 (別表第1関係)

軽自動車税第二次納税義務免除(不免除)通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日に申告のありました軽自動車税第二次納税義務免除について  
は、次のとおり納付義務を 免除 とすることに決定しましたので通知します。  
不免除

車 両 番 号(標 識 番 号)		
免 除 開 始 年 度		
免 除 す る 税 額		円
買 主	氏 名(名 称)	
	住 所(所在地)	
理 由 ( 不 免 除 の 場 合 )		

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

さいたま市 納付書兼領収済通知書 <span style="float: right;">公</span>									
加入者名	さいたま市会計管理者			口座記号 番号	税 額		円		
収納機関 番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分			
税 目				通知書 番号					
納 期 限				期 別		期 C			
延滞金		円	合計額		円	領収日付印			
納 税 者									
CVS 収納用									
				取りまとめ店					
				(さいたま市控 / CVS本部控)					

さいたま市 原符兼払込金受領証 <span style="float: right;">公</span>									
口座記号 番号									
加入者名	さいたま市会計管理者								
納税者氏名									
税 目									
調定年度									
通知書番号				期別					
納付書番号									
税 額				円					
延滞金				円					
合計額				円					
納 期 限									
お 問 い 合 わ せ 先									
領収日付印									
(金融機関控 / CVS店舗控)									

年度 軽自動車税納税通知書兼領収証書 <span style="float: right;">公</span>									
通知書 番号									
税 額				円					
延滞金				円					
合計額				円					
お問い合わせ先									
領収日付印									
(納税者控)									

次のとおり決定しましたので、本書の税額を納期限までに納付してください。

標識（車両） 番号									
最初の新規 検査の時期									
税額（税率）	円								
納 期 限									
納 期									

さいたま市長 印

軽自動車税納税証明書 年度（継続検査用）									
標 識 （ 車 両 ） 番 号									
氏 名 （ 名 称 ）									
有 効 期 限									
さいたま市長 <span style="float: right;">印</span>									
領収日付印									
(納税者控)									

標識（車両）欄に\*印のあるもの及び金融機関の領収日付印のないものは証明書として使用できません。

様式第81号（表）を次のように改める。

様式第81号(別表第1関係)(表)

年度軽自動車税納税通知書(口座振替用)

様
---

通知書番号	
-------	--

お問い合わせ先

次のとおり決定しましたので通知します。

標 識 ( 車 両 ) 番 号	
最 初 の 新 規 検 査 の 時 期	
税 額 ( 税 率 )	円
納 期 限	年 月 日
納 期	年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

さいたま市長 印

金 融 機 関 名	
口 座 名 義 人	
科 目	口 座 番 号

様式第 8 2 号から様式第 8 8 号までを次のように改める。

様式第82号（別表第1関係）

所有権留保付軽自動車等に係る請求書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



さいたま市市税条例第94条第4項の規定により、次の事項について 年 月  
日までに報告することを請求します。

1 買主

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

車両番号又は標識番号 \_\_\_\_\_

2 請求事項

- (1) 買主の氏名又は名称及び居所又は所在地
- (2) 買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 軽自動車等の所有権を買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 軽自動車等の占有の有無
- (5) 割賦代金の完済日又は未済の場合は未済額

様式第83号（別表第1関係）

所有権留保付軽自動車等に係る報告書

報告日	年 月 日
-----	-------

(宛先)  
さいたま市長

報告者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	㊟

年 月 日に請求がありましたことについて、次のとおり報告します。

車 両 番 号(標 識 番 号)		
買 主	氏 名(名 称)	
	住 所(所在地)	
	勤 務 先 又 は 事 務 所	名 称
	事 業 所	所 在 地
軽自動車等の所有権を買主へ 移転する旨の通知の発送の有 無		有 (通知日 年 月 日) 無
軽自動車等の占有の有無		有 ・ 無
割賦代金の完済日又は未済の 場合の未済額		完 済 (完済日 年 月 日) 未 済 (未済額 円)

様式第84号 (別表第1関係)

軽自動車税減免申請書



申請日	年 月 日
-----	-------

(宛先)  
さいたま市長

さいたま市市税条例第96条又は第97条の規定により、次のとおり申請します。

納税義務者 (申請者)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	㊟
	個人番号又は法人番号	
	電 話 番 号	

年 度		税 額	円
軽 自 動 車 等	車 両 番 号 (標識番号)		
	定 置 場		
	排 気 量	CC・KW	
	型 式		
	種 別		
	用 途		
	形 状		
減免を受けようとする事由			

備考

- この申請書は、納期限までに提出してください。
- 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。



様式第85号（別表第1関係）

身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書



申請日	年	月	日
-----	---	---	---

(宛先)  
さいたま市長

さいたま市市税条例第97条の規定により、次のとおり申請します。

納税義務者 (申請者)	住 所	
	氏 名	㊟
	個人番号	
	電話番号	

年 度	税 額	円	
軽自動車等	車両番号(標識番号)		
	定 置 場		
	種 別		
	用 途		
	使 用 目 的		
身体障害者等	氏 名		
	住 所		
	生年月日及び年齢	年 月 日 歳	
	納税義務者との関係		
	障害者手帳	種 類	
		番 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日
障 害 名			
	障 害 の 程 度		
運 転 者	氏 名		
	住 所		
	身体障害者等との関係		
	運転免許証	番 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日
		有 効 期 限	年 月 日
		種 類	

備考

- この申請書は、納期限までに提出してください。
- 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。
- 生計を一にする者や常時介護人が運転者の場合は、その事実を証明する書類が必要です。
- 減免を受けられるのは1人に1台(普通自動車も含めます。)限りです。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



軽自動車税減免決定通知書

年度軽自動車税の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

納税義務者名

標 識 番 号

車 種

車 名

減免前の税額 円

減免後の税額 円

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



軽自動車税減免申請棄却（却下）通知書

年 月 日付けの軽自動車税の減免申請につきましては、次のとおり棄却（却下）となりましたので通知します。

棄却（却下）理由	
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



軽自動車税減免取消決定通知書

年 月 日付で決定しました軽自動車税の減免につきましては、次のとおり取消しをすることに決定しましたので通知します。

年度	
減免額 (円)	
減免取消額 (円)	
取消理由	
備考	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内にさいたま市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 8 8 号 (別表第 1 関係)

原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書

標 識 番 号		登録年月日	年 月 日
納 税 義 務 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名称)		

車 名	型 式 認 定 番 号	
車 種		
車 台 番 号	総排気量定 格 出 力	cc KW
定 置 場		

上記のとおり証明します。

年 月 日

さいたま市長



様式第91号から様式第93号までを次のように改める。

様式第91号（別表第1関係）

原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付申請書



(宛先)さいたま市長  
次のおり申請します。

標識番号	
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで

申請日	年 月 日
-----	-------

申請者	古物商許可証番号		
	フリガナ		
	氏名(名称)	㊟	
	住所(所在地)		
	電話番号		
販売事業所の名称		販売事業所の所在地	・申請者住所に同じ さいたま市

備考

- 1 つの事業所に1個に限り交付します。臨時に多くの試乗用標識が必要な場合は有効期限を指定して交付します。
- 2 販売業を営むことを証する書類(公安委員会発行の古物商許可証の写し等)を添付してください。

様式第92号（別表第1関係）

原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付証明書

試乗用 標識番号			交付日	年 月 日
使用者	販売事業所の所在地			
	住所 (所在地)			
	氏名 (名称)			

交付有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
--------	-----------------

上記のとおり証明します。

年 月 日

さいたま市長

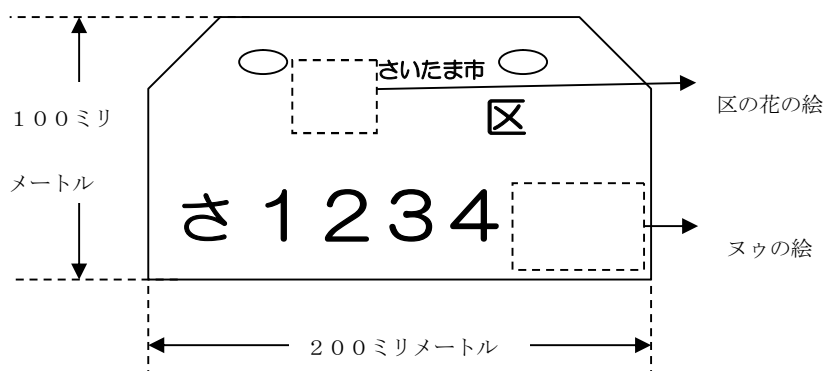


備考 商品である原動機付自転車及び小型特殊自動車を試乗又は回送をする場合は、この証明書を常に携帯し、市の徴税吏員の請求があった場合は、呈示してください。

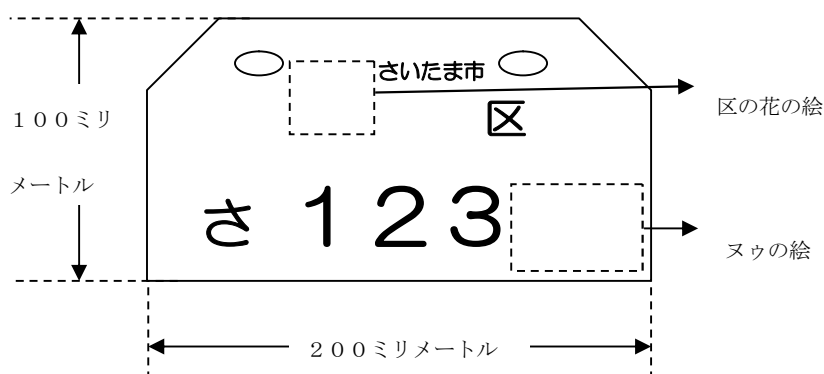


様式第93号(その1) (別表第1関係)

1 条例第91条第1号アの原動機付自転車標識のひな型



2 条例第91条第1号イ及びウの原動機付自転車標識のひな型



3 条例第91条第1号エの原動機付自転車標識及び条例第91条第2号イの小型特殊自動車標識のひな型



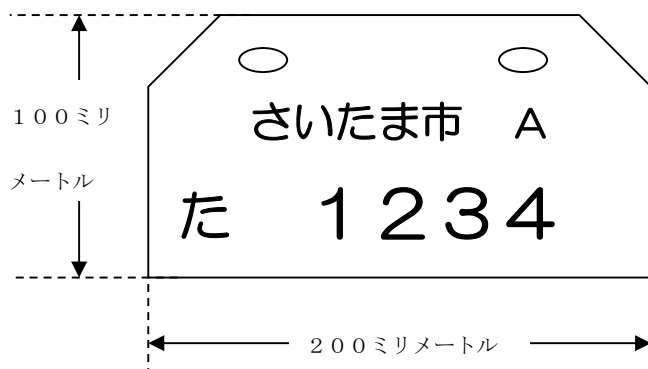
4 標識の文字の塗色は濃紺色とし、様式の地の塗色は次に掲げるところによる。

- (1) 条例第91条第1号アの原動機付自転車 白色
- (2) 条例第91条第1号イの原動機付自転車 薄黄色
- (3) 条例第91条第1号ウの原動機付自転車 薄桃色
- (4) 条例第91条第1号エの原動機付自転車 薄青色
- (5) 条例第91条第2号イの小型特殊自動車 薄緑色

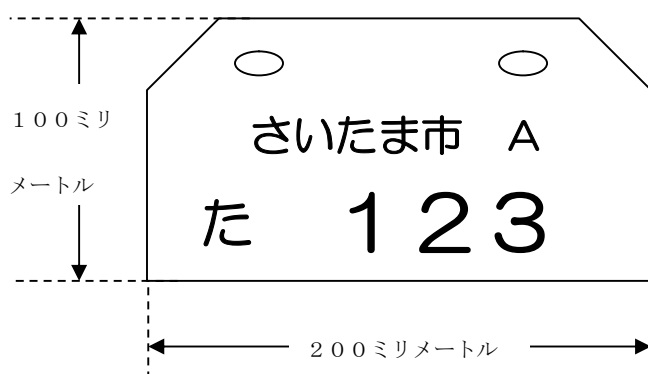
様式第93号（その1）の次に次の1様式を加える。

様式第93号(その2) (別表第1関係)

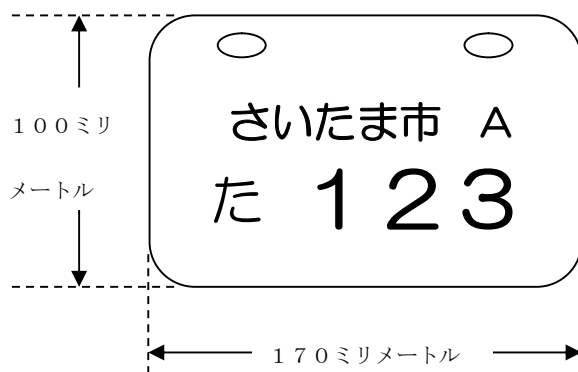
1 条例第91条第1号アの原動機付自転車標識のひな型



2 条例第91条第1号イ及びウの原動機付自転車標識のひな型



3 条例第91条第1号エの原動機付自転車標識及び条例第91条第2号イの小型特殊自動車標識のひな型



4 標識の文字の塗色は濃紺色とし、様式の地の塗色は次に掲げるところによる。

- (1) 条例第91条第1号アの原動機付自転車 白色
- (2) 条例第91条第1号イの原動機付自転車 薄黄色
- (3) 条例第91条第1号ウの原動機付自転車 薄桃色
- (4) 条例第91条第1号エの原動機付自転車 薄青色
- (5) 条例第91条第2号イの小型特殊自動車 薄緑色

様式第94号を次のように改める。

様式第94号（別表第1関係）

1 条例第99条第1項の試乗用標識のひな型



2 様式の塗色は、次に掲げるところによる。

- (1) 標識の文字 濃紺色
- (2) 標識の地 白色
- (3) 標識の斜線 赤色

第3条 さいたま市市税条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																								
<p>(<u>軽自動車税の種別割の減免</u>)</p> <p>第14条 市長又は区長は、条例第96条及び第97条の規定により<u>軽自動車税の種別割</u>を減免するときは、別表第4の定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。</p> <p>(<u>軽自動車税の種別割の減免に係る身体障害者の範囲</u>)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(<u>軽自動車税の種別割の減免に係る精神障害者の範囲</u>)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 総則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">様式番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>軽自動車税の種別割</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">様式番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78</td> <td><u>軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除申告書</u></td> </tr> <tr> <td>79</td> <td><u>軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除（不免除）通知書</u></td> </tr> <tr> <td>80</td> <td><u>軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書</u></td> </tr> <tr> <td>81</td> <td><u>軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	[略]		6	<u>軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）</u>	[略]		様式番号	名称	78	<u>軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除申告書</u>	79	<u>軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除（不免除）通知書</u>	80	<u>軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書</u>	81	<u>軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）</u>	[略]		<p>(<u>軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第14条 市長又は区長は、条例第96条及び第97条の規定により<u>軽自動車税</u>を減免するときは、別表第4の定めるところにより、その該当する範囲内において、必要に応じて減免するものとする。</p> <p>(<u>軽自動車税の減免に係る身体障害者の範囲</u>)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(<u>軽自動車税の減免に係る精神障害者の範囲</u>)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 総則</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">様式番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>軽自動車税納税証明書（継続検査用）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>軽自動車税</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">様式番号</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78</td> <td><u>軽自動車税第二次納税義務免除申告書</u></td> </tr> <tr> <td>79</td> <td><u>軽自動車税第二次納税義務免除（不免除）通知書</u></td> </tr> <tr> <td>80</td> <td><u>軽自動車税納税通知書兼領収証書</u></td> </tr> <tr> <td>81</td> <td><u>軽自動車税納税通知書（口座振替用）</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	[略]		6	<u>軽自動車税納税証明書（継続検査用）</u>	[略]		様式番号	名称	78	<u>軽自動車税第二次納税義務免除申告書</u>	79	<u>軽自動車税第二次納税義務免除（不免除）通知書</u>	80	<u>軽自動車税納税通知書兼領収証書</u>	81	<u>軽自動車税納税通知書（口座振替用）</u>	[略]	
様式番号	名称																																								
[略]																																									
6	<u>軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）</u>																																								
[略]																																									
様式番号	名称																																								
78	<u>軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除申告書</u>																																								
79	<u>軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除（不免除）通知書</u>																																								
80	<u>軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書</u>																																								
81	<u>軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）</u>																																								
[略]																																									
様式番号	名称																																								
[略]																																									
6	<u>軽自動車税納税証明書（継続検査用）</u>																																								
[略]																																									
様式番号	名称																																								
78	<u>軽自動車税第二次納税義務免除申告書</u>																																								
79	<u>軽自動車税第二次納税義務免除（不免除）通知書</u>																																								
80	<u>軽自動車税納税通知書兼領収証書</u>																																								
81	<u>軽自動車税納税通知書（口座振替用）</u>																																								
[略]																																									

8 4	軽自動車税（種別割）減免申請書
8 5	身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）減免申請書
8 6	軽自動車税（種別割）減免決定通知書
8 7	軽自動車税（種別割）減免申請棄却（却下）通知書
8 7 の 2	軽自動車税（種別割）減免取消決定通知書
[略]	

5～8 [略]

別表第 4（第 1 4 条関係）

軽自動車税の種別割の減免

[略]

様式第 6 号（その 1）（別表第 1 関係）

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

[略]

[略]

8 4	軽自動車税減免申請書
8 5	身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書
8 6	軽自動車税減免決定通知書
8 7	軽自動車税減免申請棄却（却下）通知書
8 7 の 2	軽自動車税減免取消決定通知書
[略]	

5～8 [略]

別表第 4（第 1 4 条関係）

軽自動車税の減免

[略]

様式第 6 号（その 1）（別表第 1 関係）

軽自動車税納税証明書（継続検査用）

[略]

[略]

様式第 6 号（その 2）を次のように改める。

様式第6号(その2)(別表第1関係)

この軽自動車税（種別割）納税証明書は、継続検査の際に使用するものですから「自動車検査証」と一緒に保管してください。

軽自動車税（種別割）納税証明書(継続検査用)

納税義務者氏名 (名称)	
車両番号	
納税済年月日	
証明書有効期限	

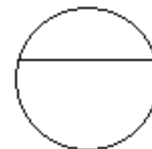
上記については、滞納のないことを証明します。

年 月 日

さいたま市長



注



様

軽自動車税（種別割）納税証明書(継続検査用)



様式第78号から様式第81号（裏）までを次のように改める。

様式第78号（別表第1関係）

軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除申告書



申告日	年 月 日
-----	-------

(宛先)  
さいたま市長

次のとおり申告します。

申告者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	㊟
	個人番号又は法人番号	

車両番号 (標識番号)		
買主	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
割賦販売期間・回数		年 月から 年 月まで 回
代金を受け取れなくなった日		年 月 日
受け取れなくなった代金		円
代金を受け取れなくなった経緯等		

備考 売買契約書の写し及び買主の住所等が不明であることを証する書類を添えてください。

様式第79号（別表第1関係）

軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除（不免除）通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日に申告のありました軽自動車税（種別割）第二次納税義務免除については、次のとおり納付義務を 免除 とすることに決定しましたので通知します。  
不免除

車 両 番 号(標 識 番 号)		
免 除 開 始 年 度		
免 除 す る 税 額		円
買 主	氏 名(名 称)	
	住 所(所在地)	
理 由 ( 不 免 除 の 場 合 )		

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

さいたま市 納付書兼領収済通知書 <span style="float: right;">公</span>									
加入者名	さいたま市会計管理者			口座記号 番号	税 額		円		
収納機関 番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分			
税 目				通知書 番号					
納 期 限				期 別		期 C			
延滞金		円	合計額		円	領収日付印			
納 税 者									
CVS 収納用				取りまとめ店					
						(さいたま市控 / CVS本部 控)			
さいたま市 原符兼払込金受領証 <span style="float: right;">公</span>									
口座記号 番号									
加入者名	さいたま市会計管理者								
納税者氏名									
税 目									
調定年度									
通知書番号		期別							
納付書番号									
税 額	円								
延滞金	円								
合計額	円								
納 期 限									
お問い合わせ先									
領収日付印									
(金融機関控/ CVS店舗控)									
年度 軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書 <span style="float: right;">公</span>									
通知書 番号									
税 額	円								
延滞金	円								
合計額	円								
お問い合わせ先									
領収日付印									
(納税者控)									
軽自動車税（種別割）納税証明書 年度（継続検査用）									
標識（車両）番号									
氏名（名称）									
有効期限									
上記については滞納がないことを証明します。									
さいたま市長 <span style="float: right;">印</span>									
領収日付印									
(納税者控)									
標識（車両）欄に*印のあるもの及び金融機関の領収日付印のないものは証明書として使用できません。									

次のとおり決定しましたので、本書の税額を納期限までに納付してください。

標識（車両）欄に\*印のあるもの及び金融機関の領収日付印のないものは証明書として使用できません。

軽自動車税（種別割）の賦課の根拠等について

1 賦課の根拠

この軽自動車税（種別割）は、地方税法第443条及びさいたま市市税条例第88条の規定により、4月1日現在の軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の所有者に課税されます。

なお、所有権留保付売買に係る軽自動車等については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなして課税し、売主は第二次納税義務者となります。

2 審査請求及び取消しの訴え

(1) この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

納付場所

様式第81号(別表第1関係)(表)

年度軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替用)

様
---

通 知 書 番 号	
-----------	--

お問い合わせ先

次のとおり決定しましたので通知します。

標 識 ( 車 両 ) 番 号	
最 初 の 新 規 検 査 の 時 期	
税 額 ( 税 率 )	円
納 期 限	年 月 日
納 期	年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

さいたま市長

金 融 機 関 名	
口 座 名 義 人	
科 目	口 座 番 号

軽自動車税(種別割)の賦課の根拠等について

1 賦課の根拠

この軽自動車税(種別割)は、地方税法第443条及びさいたま市市税条例第88条の規定により、4月1日現在の軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の所有者に課税されます。

なお、所有権留保付売買に係る軽自動車等については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなして課税し、売主は第二次納税義務者となります。

2 審査請求及び取消しの訴え

(1) この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの場合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

様式第 8 4 号から様式第 8 7 号の 2 までを次のように改める。



様式第84号 (別表第1関係)

軽自動車税 (種別割) 減免申請書



申請日	年 月 日
-----	-------

(宛先)  
さいたま市長

さいたま市市税条例第96条又は第97条の規定により、次のとおり申請します。

納税義務者 (申請者)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	㊟
	個人番号又は法人番号	
	電 話 番 号	

年 度		税 額	円
軽 自 動 車 等	車 両 番 号 (標識番号)		
	定 置 場		
	排 気 量	CC・KW	
	型 式		
	種 別		
	用 途		
	形 状		
減免を受けようとする事由			

備考

- 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
- 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。

様式第85号（別表第1関係）

身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）減免申請書



申請日	年	月	日
-----	---	---	---

(宛先)  
さいたま市長

さいたま市市税条例第97条の規定により、次のとおり申請します。

納税義務者 (申請者)	住 所	
	氏 名	㊟
	個人番号	
	電話番号	

年 度	税 額	円	
軽自動車等	車両番号(標識番号)		
	定 置 場		
	種 別		
	用 途		
	使 用 目 的		
身体障害者等	氏 名		
	住 所		
	生年月日及び年齢	年 月 日 歳	
	納税義務者との関係		
	障害者手帳	種 類	
		番 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日
障 害 名			
	障 害 の 程 度		
運 転 者	氏 名		
	住 所		
	身体障害者等との関係		
	運転免許証	番 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日
		有 効 期 限	年 月 日
		種 類	

備考

- 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
- 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。
- 3 生計を一にする者や常時介護人が運転者の場合は、その事実を証明する書類が必要です。
- 4 減免を受けられるのは1人に1台(普通自動車も含めます。)限りです。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



軽自動車税（種別割）減免決定通知書

年度軽自動車税（種別割）の減免について、地方税法第463条の23及びさいたま市市税条例第96条又は第97条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

納税義務者名

標 識 番 号

車 種

車 名

減免前の税額 円

減免後の税額 円

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



軽自動車税（種別割）減免申請棄却（却下）通知書

年 月 日付けの軽自動車税（種別割）の減免申請につきましては、次のとおり棄却（却下）となりましたので通知します。

棄却（却下）理由	
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



軽自動車税（種別割）減免取消決定通知書

年 月 日付けで決定しました軽自動車税（種別割）の減免につきましては、次のとおり取消しをすることに決定しましたので通知します。

年度	
減免額（円）	
減免取消額（円）	
取消理由	
備考	

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の改正 公布の日

(2) 第2条の改正及び附則第2項から第4項までの規定 令和2年1月1日

(3) 第3条の改正 令和2年4月1日

### (経過措置)

2 前項第2号に規定する日前に区長が行った行為若しくは区長に対して行われた行為で現に効力を有するもの又は区長が行うべきであった行為若しくは区長に対して行われるべきであった行為で現に行うべきであり若しくは行われるべきであるもののうち、この規則による改正前のさいたま市市税条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第2条の2の規定により区長に委任されていた事務に係るものについては、それぞれ市長が行った行為若しくは市長に対して行われた行為又は市長が行うべきであった行為若しくは市長に対して行われるべきであった行為とみなす。

3 この規則による改正後のさいたま市市税条例施行規則様式第39号（その1）（表）から様式第39号（その2）までの規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

4 第2条の規定の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第28号

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 補則（第26条—<u>第32条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）</u></p> <p><u>第32条 平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第21条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあっては、条例第22条において例によることとされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。</u></p> <p><u>(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 補則（第26条—<u>第31条</u>）</p> <p>附則</p>

(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）

(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として市長が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として市長が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第1（第2条の2関係）

1～6	[略]
7	がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)～(10) [略] (11) <u>オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん</u>
(12)	[略]
(13)	[略]
(14)	[略]
(15)	[略]
(16)	[略]
8～10	[略]

別表第1（第2条の2関係）

1～6	[略]
7	がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)～(10) [略]  (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略]
8～10	[略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第32条の規定は平成31年4月1日から、同規則別表第1の規定は同月10日から適用する。



## さいたま市規則第 29 号

### さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 129 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(被保険者証の更新) 第 10 条 省令第 7 条の 2 第 1 項の規定による被保険者証の更新は、毎年 <u>8 月 1 日</u> に行うものとする。	(被保険者証の更新) 第 10 条 省令第 7 条の 2 第 1 項の規定による被保険者証の更新は、毎年 <u>10 月 1 日</u> に行うものとする。
2 [略]	2 [略]

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 8 月 25 日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険条例施行規則第 10 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに交付し、又は更新する被保険者証及び施行日前に交付された被保険者証で令和元年 9 月 17 日以後に再交付の申請がされたものについて適用し、施行日前に新たに交付し、又は更新する被保険者証及び施行日前に交付された被保険者証で同月 17 日前に再交付の申請がされたものについてはなお従前の例による。

さいたま市規則第30号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 区民生活部 [略]</p> <p>[略]</p> <p>第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 区民生活部 [略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 区民生活部 [略] 課税課 市民税係 資産税係 収納課 収納係 [略]</p> <p>第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 区民生活部 [略] 課税課 <u>(1) 税証明事務に関すること。</u> <u>(2) 個人の市民税及び県民税（普通徴収に係るものに限る。）の調査、賦課及び調定に関すること。</u> <u>(3) 個人の市民税及び県民税（公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関するものに限る。）の調査、賦課及び調定（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。</u> <u>(4) 土地及び家屋に係る固定資産の評価に関すること。</u> <u>(5) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の調査、賦課及び調定に関すること。</u> <u>(6) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿</u></p>

の縦覧に関すること。

(7) 軽自動車税の調査、賦課及び調定に関すること。

(8) 原動機付自転車等の登録、廃車及び標識の交付に関すること。

収納課

(1) 税関係諸証明の交付に関すること。

(2) 市税及び個人の県民税（以下この項において「市税等」という。）（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税、法人の市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税並びに事業所税については大宮区役所、総務大臣又は県知事配分に係る償却資産に係る固定資産税については浦和区役所に限る。次号から第5号までにおいて同じ。）の徴収金の徴収及び徴収の猶予に関すること。

(3) 市税等の徴収金の督促、催告及び滞納処分に関すること。

(4) 市税等の徴収金の不納欠損処分に関すること。

(5) 市税等の徴収金の徴収の嘱託に関すること。

(6) 徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関すること。

(7) 納税貯蓄組合に関すること。

## 附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

## さいたま市規則第31号

### さいたま市区長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市区長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委任事務) 第2条 区長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略]	(委任事務) 第2条 区長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>納税貯蓄組合に関すること。</u>

### 附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

## さいたま市規則第32号

### さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則（平成15年さいたま市規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）第3条に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）並びにさいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の規定により区役所区民生活部に置かれる支所（以下「支所」という。）及び同部区民課に置かれる市民の窓口（以下「市民の窓口」という。）において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所並びに支所及び市民の窓口において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>第1条 さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）第3条に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）並びにさいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の規定により区役所区民生活部に置かれる支所（以下「支所」という。）及び同部区民課に置かれる市民の窓口（以下「市民の窓口」という。）において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所並びに支所及び市民の窓口において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 市税に係る証明書（個人に係る営業証明及び固定資産課税台帳に登録されていないことの証明に係るものを除く。）の交付に関すること。</u></p>
<p>第3条 区役所において、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の規定による電子証明書の認証業務に関する事務</u>に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。</p>	<p>第3条 区役所において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。</p> <p><u>(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の規定による電子証明書の認証業務に関すること。</u></p> <p><u>(2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の</u></p>

返納に関すること。

(3) 市税に係る証明書（個人に係る営業証明及び固定資産課税台帳に登録されていないことの証明に係るものに限る。）の交付に関すること。

(4) 固定資産に係る図面の閲覧に関すること。

## 附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

さいたま市規則第33号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成13年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
使用料等の 名称	減額又は免除の区分及びその 内容		使用料等の 名称	減額又は免除の区分及びその 内容	
	区分	内容		区分	内容
[略]			[略]		
さいたま市 大宮区役所 駐車場の使 用料	[略]		さいたま市 大宮区役所 駐車場の使 用料	[略]	
さいたま市 さいたま新 都心バスタ ーミナルの 使用料等（ バス駐車場 の使用料等 に限る。）	減額	左記使用料等の額の 2分の1に相当する 額			
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

さいたま市規則第34号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号の5（第1条の5関係） [略] 障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書 [略] [略] 多子軽減対象 [略] 無償化対象期間 [略] [略] [略] [略]	様式第1号の5（第1条の5関係） [略] 障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書 [略] [略] 多子軽減対象 [略] [略] [略] [略] [略]

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。



## さいたま市規則第35号

### さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第5条 区役所健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 健康福祉部 [略] 支援課 (1) [略] (2) <u>教育・保育給付認定</u> に関すること。 (3)～(15) [略] [略]	第5条 区役所健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 健康福祉部 [略] 支援課 (1) [略] (2) <u>教育・保育給付の支給認定</u> に関すること。 (3)～(15) [略] [略]

### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## さいたま市規則第36号

### さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例（令和元年さいたま市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (駐車場の利用方法等)

第2条 条例第3条第3号のバス駐車場を利用する者（以下「駐車場利用者」という。）は、自動車を入場させるときに駐車券の交付を受けなければならない。

2 駐車場利用者は、自動車を出場させるときに駐車券を提出し、駐車時間に対応する使用料を納付しなければならない。

3 市長は、駐車場利用者が正当な理由なく駐車券の提出又は使用料の納付をしないときは、自動車の出場を拒否するものとする。

4 駐車場利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに係員にその旨を申し出なければならない。

5 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、自動車を駐車した者であることを確認の上、当該自動車の出場を許可することができる。

#### (損害賠償)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する損害については、責任を負わないものとする。

(1) 天災等の不可抗力による損害

(2) さいたま市さいたま新都心バスターミナル（以下「さいたま新都心バスターミナル」という。）の利用者が引き起こした衝突、接触その他さいたま新都心バスターミナル内の事故についての損害

(3) さいたま新都心バスターミナル内に駐車する自動車内に留置された物品又は積載物若しくは取付物についての損害

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の責めによらない事由により発生した損害

#### (損壊の届出等)

第4条 さいたま新都心バスターミナルの施設等を損壊し、又は滅失した者は、速や

かに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第5条 市長は、さいたま新都心バスターミナルの利用上の遵守事項を定め、必要があると認めるときは、その都度さいたま新都心バスターミナルの利用者に必要な指示をすることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

さいたま市規則第 37 号

さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成 13 年さいたま市規則第 81 号）の一部を次のように改正する。

様式第 11 号を次のように改める。

年 月 日

様

さいたま市 福祉事務所長



保護決定(変更)通知書

あなたに対する生活保護法による保護を、次のとおり決定しましたので通知します。

1 保護をしたとき							
2 保護をした理由							
3 支給の方法(この決定(変更)の結果)							
4 保護の種類および支給額							
種類	最低生活費 (A)	収入充当額 (B)	扶助費 (A)-(B)	前月以前の 過払い(C)	当該月支給 (A)-(B)-(C)	うち代理納付 (介護保険料)	月の 支給額
合計							
一時扶助							
一時扶助の 内訳(再掲)							
		円					
		円					
5 この決定通知書が申請受理後 1 4 日を経過した理由							

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、埼玉県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、さいたま市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)第 2 3 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して 5 0 日(5 0 日以内に行政不服審査法第 4 3 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 7 0 日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
<p>様式第20号（第9条関係） 被保護者入所（利用）委託書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">第30条第1項ただし書 生活保護法 <u>第33条第2項</u> の規定に 第36条第2項</p> <p>より次の者について、 年 月 日から、 貴所 に入所する を利用する よう委託します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第20号（第9条関係） 被保護者入所（利用）委託書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">第30条第1項ただし書 生活保護法 <u>第32条第2項</u> の規定に 第36条第2項</p> <p>より次の者について、 年 月 日から、 貴所 に入所する を利用する よう委託します。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>																														
<p>様式第29号（第15条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 号</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">契 印</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(写真)</td> <td style="text-align: center;">徴収職員証</td> <td style="text-align: right;">課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さいたま市 職・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日発行</td> <td></td> <td style="text-align: right;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さいたま市長</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>[略]</p>	第 号	契 印		(写真)	徴収職員証	課		さいたま市 職・氏名		年 月 日発行		年 月 日生		さいたま市長	印	<p>様式第29号（第15条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 号</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">契 印</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(写真)</td> <td style="text-align: center;">徴収職員証</td> <td style="text-align: right;">課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さいたま市 職・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日発行</td> <td></td> <td style="text-align: right;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さいたま市長</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>[略]</p>	第 号	契 印		(写真)	徴収職員証	課		さいたま市 職・氏名		年 月 日発行		年 月 日生		さいたま市長	印
第 号	契 印																														
(写真)	徴収職員証	課																													
	さいたま市 職・氏名																														
年 月 日発行		年 月 日生																													
	さいたま市長	印																													
第 号	契 印																														
(写真)	徴収職員証	課																													
	さいたま市 職・氏名																														
年 月 日発行		年 月 日生																													
	さいたま市長	印																													

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のさいたま市生活保護法施行細則の規定により作成されて

いる徴収職員証は、この規則による改正後のさいたま市生活保護法施行細則の規定により作成されている徴収職員証とみなす。

さいたま市規則第38号

さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。



様

さいたま市 福祉事務所長



支援給付決定(変更)通知書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を、次のとおり したので通知します。

1 支援給付の種類及び支給額

種 類	生活支援給付	住宅支援給付	一時支援給付	合 計	本人支払額
月分支給・追給額					
月分支給・追給額					
月分以降追給額					

一時支援の内訳(再掲)

生 活	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

別 途 送 金 額

施設事務費

介護支援給付自己負担月額 円(事業者名 )

円(事業者名 )

円(事業者名 )

医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付金支給日

3 支援給付の 時期

4 支援給付を した理由

5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、埼玉県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、さいたま市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																	
<p>様式第20号（第9条関係） 被支援者入所（利用）委託書</p> <p>[略]</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた、 第30条第1項ただし書 生活保護法 <u>第33条第2項</u> の規定に 第36条第2項</p> <p>より次の者について、 年 月 日から、 貴所 に入所する よう委託します。 を 利用する</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第20号（第9条関係） 被支援者入所（利用）委託書</p> <p>[略]</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた、 第30条第1項ただし書 生活保護法 <u>第32条第2項</u> の規定に 第36条第2項</p> <p>より次の者について、 年 月 日から、 貴所 に入所する よう委託します。 を 利用する</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>																																	
<p>様式第26号（第13条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 号</td> <td style="width: 15%; border: 1px dashed black;">契 印</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(写 真)</td> <td style="text-align: center;">徴収職員証</td> <td style="text-align: right;">課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さいたま市 職・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td style="text-align: center;">日発行</td> <td style="text-align: right;">[印]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さいたま市長</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>[略]</p>	第 号	契 印		(写 真)	徴収職員証	課		さいたま市 職・氏名		年 月	日発行	[印]		さいたま市長		<p>様式第26号（第13条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 号</td> <td style="width: 15%; border: 1px dashed black;">契 印</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(写 真)</td> <td style="text-align: center;">徴収職員証</td> <td style="text-align: right;">課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さいたま市 職・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日生</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td style="text-align: center;">日発行</td> <td style="text-align: right;">[印]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さいたま市長</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>[略]</p>	第 号	契 印		(写 真)	徴収職員証	課		さいたま市 職・氏名			年 月 日生		年 月	日発行	[印]		さいたま市長	
第 号	契 印																																	
(写 真)	徴収職員証	課																																
	さいたま市 職・氏名																																	
年 月	日発行	[印]																																
	さいたま市長																																	
第 号	契 印																																	
(写 真)	徴収職員証	課																																
	さいたま市 職・氏名																																	
	年 月 日生																																	
年 月	日発行	[印]																																
	さいたま市長																																	

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のさいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定により作成されている徴収職員証は、この規則による改正後のさいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定により作成されている徴収職員証とみなす。

さいたま市規則第 39 号

さいたま市予算規則の一部を改正する規則

さいたま市予算規則（平成 13 年さいたま市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 16 条関係）		別表第 1（第 16 条関係）	
費目等	様式の区分	費目等	様式の区分
[略]		[略]	
負担金、補助及び交付金	△ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づく保険給付費、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療諸費、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく医療費、 <u>学校災害救済制度医療給付金並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設等利用費</u> ◎	負担金、補助及び交付金	△ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づく保険給付費、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療諸費、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく医療費 <u>並びに学校災害救済制度医療給付金</u> ◎
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第40号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第7条の2 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 子ども未来局 [略] 幼児未来部 幼児政策課 <u>(1) [略]</u> <u>(2) 子育てのための施設等利用給付（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u> <u>(5) [略]</u> <u>(6) [略]</u> <u>(7) [略]</u> <u>(8) [略]</u> [略]	第7条の2 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 子ども未来局 [略] 幼児未来部 幼児政策課 (1) [略]  (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] [略]

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## さいたま市規則第41号

### さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(地方自治法による委任事務) 第6条 市長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により福祉事務所長に委任する。 (1)～(11) [略] (12) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条の規定による <u>教育・保育給付認定</u> に関する <u>こと</u> 。 (13)～(55) [略]	(地方自治法による委任事務) 第6条 市長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により福祉事務所長に委任する。 (1)～(11) [略] (12) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条の規定による <u>支給認定</u> に関する <u>こと</u> 。 (13)～(55) [略]

### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

さいたま市規則第42号

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年さいたま市規則第148号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 教育・保育給付認定等（第3条—第15条）</u></p> <p><u>第3章 施設等利用給付認定等（第16条—第26条）</u></p> <p><u>第4章 補則（第27条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1章 総則</u></p> <p style="padding-left: 40px;">（支給要件）</p> <p>第2条 府令第1条の5第1号に規定する市町村が定める時間は、64時間とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2章 教育・保育給付認定等</u></p> <p style="padding-left: 40px;">（認定の申請）</p> <p>第3条 法第20条第1項の規定による認定の申請は、<u>教育・保育給付認定申請書</u>（様式第1号）により行うものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">（教育・保育給付認定等の通知）</p> <p>第4条 法第20条第4項に規定する通知は、<u>教育・保育給付認定決定通知書</u>（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>2 法第20条第5項に規定する通知は、<u>教育・保育給付不認定通知書</u>（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>3 法第20条第6項に規定する通知は、<u>教育・保</u></p>	<p style="padding-left: 40px;">（支給要件）</p> <p>第2条 府令第1条第1号に規定する市町村が定める時間は、64時間とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">（認定の申請等）</p> <p>第3条 法第20条第1項の規定による認定の申請は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書</u>（様式第1号）により行うものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">（支給認定等の通知）</p> <p>第4条 法第20条第4項に規定する通知は、<u>支給認定決定通知書</u>（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>2 法第20条第5項に規定する通知は、<u>支給不認定通知書</u>（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>3 法第20条第6項に規定する通知は、<u>支給認定</u></p>

育給付認定遅延通知書（様式第4号）により行うものとする。

（利用者負担額等に関する事項の通知）

第5条 府令第7条第1項の規定による利用者負担額等に関する事項の通知及び同条第2項の規定による府令第6条第1項各号に掲げる事項の通知は、特定教育・保育施設等利用者負担額等決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の変更）

第7条 法第23条第1項の規定による申請は、教育・保育給付認定変更申請書（様式第7号）により行うものとする。

（職権による教育・保育給付認定の変更）

第8条 府令第12条の規定による職権による教育・保育給付認定の変更の通知は、教育・保育給付認定職権変更のお知らせ（様式第8号）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の取消し）

第9条 府令第14条の規定による教育・保育給付認定の取消しの通知は、教育・保育給付認定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第10条 府令第15条第1項の規定による届出は、教育・保育給付認定変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

第15条 [略]

### 第3章 施設等利用給付認定等

（認定の申請）

第16条 法第30条の5第1項の規定による認定の申請は、施設等利用給付認定申請書（様式第18号）により行うものとする。

（施設等利用給付認定等の通知）

第17条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（様式第19号）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付不認定通知書（様式第20号）により行うものとする。

3 法第30条の5第5項の規定による通知は、施設等利用給付認定遅延通知書（様式第21号）に

遅延通知書（様式第4号）により行うものとする。

（利用者負担額等に関する事項の通知）

第5条 府令第7条第1項の規定による利用者負担額に関する事項の通知及び同条第2項の規定による府令第6条第1項各号に掲げる事項の通知は、特定教育・保育施設等利用者負担額等決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（支給認定の変更）

第7条 法第23条第1項の規定による申請は、支給認定変更申請書（様式第7号）により行うものとする。

（職権による支給認定の変更）

第8条 府令第12条の規定による職権による支給認定の変更の通知は、支給認定証職権変更のお知らせ（様式第8号）により行うものとする。

（支給認定の取消し）

第9条 府令第14条の規定による支給認定の取消しの通知は、支給認定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第10条 府令第15条の規定による申請内容の変更の届出は、支給認定変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

第15条 [略]



より行うものとする。

(届出)

第18条 法第30条の7の規定による届出は、施設等利用給付費現況届（様式第22号）により行うものとする。

(施設等利用給付認定の変更)

第19条 法第30条の8第1項の規定による申請は、施設等利用給付認定変更申請書（様式第23号）により行うものとする。

(職権による施設等利用給付認定の変更)

第20条 府令第28条の9の規定による職権による施設等利用給付認定の変更の通知は、施設等利用給付認定職権変更のお知らせ（様式第24号）により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消し)

第21条 府令第28条の11の規定による施設等利用給付認定の取消しの通知は、施設等利用給付認定取消通知書（様式第25号）により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第22条 府令第28条の12第1項の規定による届出は、施設等利用給付認定変更届出書（様式第26号）により行うものとする。

(確認の申請)

第23条 法第58条の2の規定による特定子ども  
・子育て支援施設等の確認の申請は、特定子ども  
・子育て支援施設等確認申請書（様式第27号）  
により行うものとする。

(確認の変更の届出)

第24条 法第58条の5の規定による特定子ども  
・子育て支援施設等の住所等の変更に係る届出は、  
特定子ども・子育て支援施設等変更届出書（様式  
第28号）により行うものとする。

(確認の通知等)

第25条 市長は、法第58条の2の規定による特  
定子ども・子育て支援施設等の確認をしたときは、  
特定教育・保育施設等確認通知書（様式第29号  
）を申請者に交付するものとする。

(確認の取消し等の通知)

第26条 市長は、法第58条の10第1項の規定

による確認の取消し又は停止をしたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認取消（停止）通知書（様式第30号）により通知するものとする。

#### 第4章 補則

#### 第27条 [略]

#### 様式第1号（第3条関係） 教育・保育給付認定申請書

[略]

[略]

次のとおり、施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

[略]	支給認定証番号	※既に認定を受けている場合のみ記入してください。
[略]	[略]	
[略]	[略]	

[略]

#### ① 世帯の状況

[略]

#### ② 税情報等の提供に当たっての同意署名欄

さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（①に記入を頂いた児童の同居者の情報を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）について、市から特定教育・保育施設等（児童が利用の決定を受けた施設のみ）に対し通知することに同意します。  
[略]

#### 様式第2号（第4条関係）

[略]

#### 教育・保育給付認定決定通知書

年 月 日付けで申請がありました教育・保育給付認定については、次のとおり認定します。

教育・保育給付認定保護者の氏名、生年月日及び住所	
[略]	
教育・保育給付認定区分	
事由及び保育必要量	[略]
教育・保育給付認定有効	年 月

#### 第16条 [略]

#### 様式第1号（第3条関係） 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

[略]

[略]

次のとおり、施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

[略]	支給認定証番号	※既に支給認定を受けている場合のみ記入してください。
[略]	[略]	
[略]	[略]	

[略]

#### ① 世帯の状況

[略]

#### ② 税情報等の提供に当たっての同意署名欄

さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報（①に記入を頂いた児童の同居者の情報を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）について、市から特定教育・保育施設等（児童が利用の決定を受けた施設のみ）に対し通知することに同意します。  
[略]

#### 様式第2号（第4条関係）

[略]

#### 支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請がありました支給認定については、次のとおり認定します。

支給認定保護者の氏名、生年月日及び住所	
[略]	
支給認定区分	
事由及び保育必要量	[略]

期間	日から 年 月 日まで
[略]	

様式第3号（第4条関係）

[略]

教育・保育給付不認定通知書

[略]

[略]	
教育・保育給付認定申請日	[略]
[略]	

様式第4号（第4条関係）

[略]

教育・保育給付認定遅延通知書

次の理由により、教育・保育給付認定に係る処分を延期します。

[略]	
教育・保育給付認定申請日	[略]
[略]	

様式第4号の3（第4条の2関係）

[略]

支給認定証

教育・保育給付認定保護者の氏名、生年月日及び住所	
[略]	
教育・保育給付認定区分	
[略]	
教育・保育給付認定有効期間	[略]

様式第5号（第5条関係）

[略]

特定教育・保育施設等利用者負担額等決定通知書

利用者負担額を決定しましたので、次のとおり通知します。併せて教育・保育給付認定に係る事項を通知します。

教育・保育給付認定保護者の氏名、生年月日及び住所	
[略]	
教育・保育給付認定区分	
[略]	
教育・保育給付認定有効期間	[略]
[略]	

様式第6号（第6条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等現況届

[略]	
-----	--

様式第3号（第4条関係）

[略]

支給不認定通知書

[略]

[略]	
支給認定申請日	[略]
[略]	

様式第4号（第4条関係）

[略]

支給認定遅延通知書

次の理由により、支給認定に係る処分を延期します。

[略]	
支給認定申請日	[略]
[略]	

様式第4号の3（第4条の2関係）

[略]

支給認定証

支給認定保護者の氏名、生年月日及び住所	
[略]	
支給認定区分	
[略]	
支給認定有効期間	[略]

様式第5号（第5条関係）

[略]

特定教育・保育施設等利用者負担額等決定通知書

利用者負担額を決定しましたので、次のとおり通知します。併せて支給認定に係る事項を通知します。

支給認定保護者の氏名、生年月日及び住所	
[略]	
支給認定区分	
[略]	
支給認定有効期間	[略]
[略]	

様式第6号（第6条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等現況届

[略]

[略]

[略]

[略]

① 世帯の状況

[略]

② 税情報等の提供に当たっての同意署名欄

さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（①に記入を頂いた児童の同居者の情報を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）について、市から特定教育・保育施設等（児童が利用している施設のみ）に対し通知することに同意します。

[略]

様式第7号（第7条関係）

[略]

教育・保育給付認定変更申請書

先に認定を受けた教育・保育給付認定に関し、次の事由により変更したいので、申請します。

[略]			
変更事由 ※該当番号に○印を付け、必要な書類を添付してください。	現在の教育・保育給付認定状況	[略]	
	[略]	[略]	
	[略]	③教育・保育給付認定期間 (期間延長・期間短縮)	[略]
[略]			

※1  
さいたま市が施設型給付費、地域保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（届出のある児童の同居者の情報を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）について、市から特定教育・保育施設等（児童が入所決定した施設等のみ）に対し通知することに同意します。

[略]

様式第8号（第8条関係）

[略]

教育・保育給付認定職権変更のお知らせ

[略]

[略]

[略]

[略]

① 世帯の状況

[略]

② 税情報等の提供に当たっての同意署名欄

さいたま市が施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報（①に記入を頂いた児童の同居者の情報を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）について、市から特定教育・保育施設等（児童が利用している施設のみ）に対し通知することに同意します。

[略]

様式第7号（第7条関係）

[略]

支給認定変更申請書

先に認定を受けた支給認定に関し、次の事由により変更したいので、申請します。

[略]			
変更事由 ※該当番号に○印を付け、必要な書類を添付してください。	現在の支給認定状況	[略]	
	[略]	[略]	
	[略]	③支給認定期間 (期間延長・期間短縮)	[略]
[略]			

※1  
さいたま市が施設型給付費、地域保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報（届出のある児童の同居者の情報を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、この情報に基づき決定される利用者負担額（保育料）について、市から特定教育・保育施設等（児童が入所決定した施設等のみ）に対し通知することに同意します。

[略]

様式第8号（第8条関係）

[略]

支給認定職権変更のお知らせ

年 月 日付けで行った教育・保育給付認定について、職権により変更します。支給認定証の交付を受けている方は、支給認定証を御提出ください。

<u>教育・保育給付認定保護者の氏名、生年月日及び住所</u>	
[略]	

様式第 8 号の 2 (第 8 条の 2 関係)

[略]

支給認定証の返還不要申出書

教育・保育給付認定の変更のため提出した支給認定証の返還は不要です。

[略]
-----

様式第 9 号 (第 9 条関係)

[略]

教育・保育給付認定取消通知書

次のとおり教育・保育給付認定の取消しをしたので通知します。支給認定証の交付を受けている方は、支給認定証を御提出ください。

[略]	
<u>教育・保育給付認定取消日</u>	[略]
<u>教育・保育給付認定取消理由</u>	
[略]	

様式第 10 号 (第 10 条関係)

教育・保育給付認定変更届出書

[略]
以上のとおり、 <u>教育・保育給付認定申請</u> の変更を届け出ます。
[略]

[略]

様式第 11 号 (第 11 条関係)

支給認定証再交付申請書

<u>教育・保育給付認定保護者氏名</u>		[略]
[略]		
[略]		

年 月 日付けで行った支給認定について、職権により変更します。支給認定証の交付を受けている方は、支給認定証を御提出ください。

<u>支給認定保護者の氏名、生年月日及び住所</u>	
[略]	

様式第 8 号の 2 (第 8 条の 2 関係)

[略]

支給認定証の返還不要申出書

支給認定の変更のため提出した支給認定証の返還は不要です。

[略]
-----

様式第 9 号 (第 9 条関係)

[略]

支給認定取消通知書

次のとおり支給認定の取消しをしたので通知します。支給認定証の交付を受けている方は、支給認定証を御提出ください。

[略]	
<u>支給認定取消日</u>	[略]
<u>支給認定取消理由</u>	
[略]	

様式第 10 号 (第 10 条関係)

支給認定変更届出書

[略]
以上のとおり、 <u>支給認定申請</u> の変更を届け出ます。
[略]

[略]

様式第 11 号 (第 11 条関係)

支給認定証再交付申請書

<u>支給認定保護者氏名</u>		[略]
[略]		
[略]		

様式第 17 号の次に次の 13 様式を加える。

施設等利用給付認定申請書

（宛先）さいたま市長

提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

【申請に当たり同意いただく事項】

- 施設等利用費の支給に必要な範囲で、さいたま市が申請者及び申請子どもと同一世帯の全ての者について、さいたま市住民基本台帳及びさいたま市住民税課税台帳（第3号認定の申請に限る）を閲覧することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 施設等利用費は、さいたま市が認めた場合は、申請者に代わり、利用する特定子ども・子育て支援提供者（幼稚園）が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 審査の結果、申請した認定区分と異なる区分での認定となる場合があります。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

申請者 (同居の 保護者)	フリガナ		申請 子ども	フリガナ	
	氏名	印		氏名	
	生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日
現住所	〒さいたま市 区				
連絡先	(1)	—	—	【自宅・父・母・( )】	
	(2)	—	—	【自宅・父・母・( )】	
主な利用施設		認定希望日 (施設利用開始日)			年 月 日
申請する 認定区分  (該当する □の全てに レ点を記入)	認定区分	対象となる児童			備考
	<input type="checkbox"/> 第1号	認定希望日時時点で満3歳に達している。			第1号のみ該当する場合は以下の記入は不要です。 また、添付書類も不要です。
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	認定希望日時時点で、満3歳に達する日以後、最初の3月31日を経過しており、かつ、保育を必要とする事由に該当する。			第2号を申請する場合は以下の①へ
<input type="checkbox"/> 第3号	認定希望日時時点で、0歳から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、保育を必要とする事由に該当し、かつ、市町村民税世帯非課税者に該当する。			第3号を申請する場合は以下の①、②へ	

①第2号又は第3号を申請する方

全ての保護者が、保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。それぞれ、証する書類の添付が必要です。

保護者の 状況	フリガナ	申請子ども との続柄	生年月日	保育を必要とする事由 (該当する番号に○をつけてください。)	
	氏名		年 月 日	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障害 4. 同居の親族の介護・看護 5. 災害復旧	6. 求職活動 7. 就学 8. 育児休業取得時の継続利用 9. その他( )
		父	年 月 日		
		母	年 月 日		
			年 月 日		

②第3号を申請する方

市町村民税世帯非課税者に該当することを証する書類の添付が必要です。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



## 施設等利用給付認定通知書

申請がありました施設等利用給付認定については、次のとおり認定します。

認定子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
認定年月日		
申請区分		
認定区分		
申請と異なる理由		
有効期間		
保育の必要性の事由		

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

様

さいたま市長



## 施設等利用給付不認定通知書

申請がありました施設等利用給付認定については、次のとおり不認定としましたので通知します。

申請 子ども	フリガナ	
	氏名	
申請者	申請時の 住所	
	氏名	
不認定年月日		
不認定の理由		

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。



年 月 日

様

さいたま市長



施設等利用給付認定遅延通知書

申請がありました施設等利用給付認定については、次の理由により、認定に係る処分を延期します。

申請 子ども	フリガナ	
	氏名	
申請者	申請時の 住所	
	氏名	
申請年月日		
遅延理由		
処理見込期間		

施設等利用給付費現況届

年 月 日

(宛先) さいたま市長

**【現況届にあたり同意いただく事項】**

1. 施設等利用費の支給に必要な範囲で、さいたま市が保護者及び申請子どもと同一世帯の全ての者について、さいたま市住民基本台帳を閲覧することがあります。

2. 第3号認定の方については、保護者の属する世帯の所得の状況を確認するため、さいたま市住民税課税台帳を閲覧することがあるほか、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付費の支給について現況を届け出ます。

保護者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
連絡先		自宅 (      —      —      ) 【父・母・(      )】 携帯等① (      —      —      ) 【父・母・(      )】 携帯等② (      —      —      ) 【父・母・(      )】

1 認定子ども

フリガナ		男 女	施設等利用給付 認定番号	
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日		認 定 区 分 (該当するもの に○をつけてく ださい)	第1号・第2号・第3号
保護者との続柄				

2 保護者の状況

(フリガナ) 氏 名	認定子ども との続柄	生年月日	保育を必要とする事由 (該当する番号に○をつけてください)
		年 月 日	1. 就労    6. 求職活動 2. 妊娠・出産    7. 就学 3. 疾病・障害    8. 育児休業取得時の継続利用 4. 同居の親族の介護・看護    9. その他(    ) 5. 災害復旧
		年 月 日	1. 就労    6. 求職活動 2. 妊娠・出産    7. 就学 3. 疾病・障害    8. 育児休業取得時の継続利用 4. 同居の親族の介護・看護    9. その他(    ) 5. 災害復旧
		年 月 日	1. 就労    6. 求職活動 2. 妊娠・出産    7. 就学 3. 疾病・障害    8. 育児休業取得時の継続利用 4. 同居の親族の介護・看護    9. その他(    ) 5. 災害復旧

※保育を必要とする事由を証する書類の添付が必要です。

様式第23号（第19条関係）

施設等利用給付認定変更申請書

（宛先）さいたま市長

提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

子ども・子育て支援法第30条の8第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定の変更を申請します。

申請者 (保護者)	フリガナ		認定 子ども	フリガナ	
	氏名	Ⓜ		氏名	
	生年月日	_____年 _____月 _____日		生年月日	_____年 _____月 _____日
現住所	〒 さいたま市 _____ 区				
連絡先	(1)	—	—	【自宅・父・母・( )】	
	(2)	—	—	【自宅・父・母・( )】	
主な利用施設					
現在の認定区分 (該当するものに○)	第1号・第2号・第3号			現在の有効期間 (終期)	
変更内容 (該当する□にレ点を記入)	<input type="checkbox"/> 現在の認定区分が第1号で、第2号への変更を申請する				(以下の①へ)
	<input type="checkbox"/> 現在の認定区分が第1号で、第3号への変更を申請する				(以下の①、②へ)
	<input type="checkbox"/> 現在の認定区分が第2号又は第3号で、「保育を必要とする事由」の変更(有効期間の変更)を申請する				(以下の①へ)

①保護者の状況(保育を必要とする事由の状況)

全ての保護者について、保育を必要とする事由のいずれかに該当することを証する書類の添付が必要です。  
(保育を必要とする事由を変更する場合は、変更が生じた保護者に係る書類のみ添付してください。)

保護者の 状況	フリガナ 氏名	認定子ども との続柄	生年月日	保育を必要とする事由 (該当する番号に○をつけてください。)
			父	_____年 _____月 _____日
		母	_____年 _____月 _____日	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障害 4. 同居の親族の介護・看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 育児休業取得時の継続利用 9. その他( )
			_____年 _____月 _____日	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 疾病・障害 4. 同居の親族の介護・看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 育児休業取得時の継続利用 9. その他( )

②世帯の所得の状況(第3号への変更を希望する方のみ)

市町村民税世帯非課税者に該当することを証する書類の添付が必要です。

年 月 日

様

さいたま市長



施設等利用給付認定職権変更のお知らせ

年 月 日付けで行った施設等利用給付認定について、次のとおり職権により変更しますのでお知らせします。

認定子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
変更年月日		
変更後の認定区分		
変更後の有効期間		
変更理由		

年 月 日

様

さいたま市長



## 施設等利用給付認定取消通知書

次のとおり施設等利用給付認定の取消しをしたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

施設等利用給付認定変更届出書

保護者氏名		生年月日	年 月 日
現住所及び電話番号	電話番号 _____		
①認定子どもの氏名		生年月日	年 月 日
②認定子どもの氏名		生年月日	年 月 日
③認定子どもの氏名		生年月日	年 月 日
変更事項	変更内容	変更前	変更後
	保護者	氏名	
		住所	
		電話番号	
	認定子ども①	氏名	
		保護者との続柄	
	認定子ども②	氏名	
		保護者との続柄	
	認定子ども③	氏名	
		保護者との続柄	
その他 (該当する□にレ点を記入)		<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由がなくなった <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由に関する届出事項に変更があった（変更となった事由を証する書類を添付） <input type="checkbox"/> 【第3号認定者のみ】市町村民税世帯非課税者に該当しなくなった <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
変更事項発生日	年 月 日		
以上のとおり、施設等利用給付認定に係る届出事項の変更を届け出ます。 年 月 日 <div style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</div>			
(宛先) さいたま市長			

年 月 日

(宛先) さいたま市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 ( <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 ) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体 )		
	設置者・事業者名		
主たる事務所の所在地	〒 -		
	Tel: - - メールアドレス:		
代表者	職名		フリガナ
			氏名
	生年月日	年 月 日	住所

2. 確認を受ける施設・事業者に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 (在園児を対象) <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 (在園児以外を対象) <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
	施設又は事業所に関する事項		
管理者	名称		
	所在地	〒 -	
		Tel: - - メールアドレス:	
	フリガナ		
	職名		氏名
	生年月日	年 月 日	住所
事業開始(予定)年月日	年 月 日		

年 月 日

（宛先）さいたま市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

特定子ども・子育て支援施設等変更届出書

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第58条の5の規定に基づき以下のとおり届け出ます。

該当するものに レ点を記入	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 設置者・ 事業者名		
<input type="checkbox"/> 設置者・ 事業者の 主たる事務 所の所在地	(郵便番号      —      )	(郵便番号      —      )
	TEL:	TEL:
	メールアドレス:	メールアドレス:
<input type="checkbox"/> 設置者・ 事業者の 代表者	職名:	職名:
	氏名:	氏名:
	生年月日:	生年月日:
	住所:	住所:
<input type="checkbox"/> 施設の名称		
<input type="checkbox"/> 施設 の 所在地	(郵便番号      —      )	(郵便番号      —      )
	TEL:	TEL:
	メールアドレス:	メールアドレス:
<input type="checkbox"/> 施設 の 管理 者	職名:	職名:
	氏名:	氏名:
	生年月日:	生年月日:
<input type="checkbox"/> 定款、寄附 行為等又は 条例等	変更後のものを添付してください。	
<input type="checkbox"/> 役員 の氏 名、生年月 日及び住所	変更後のものを添付してください。	



第 年 月 日 号

様

さいたま市長



特定子ども・子育て支援施設等確認通知書

年 月 日付で申請のあった特定子ども・子育て支援施設等について、子ども・子育て支援法第58条の2の規定により、次のとおり確認をしましたので通知します。

施設	名称		
	所在地		
事業	施設の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園	※子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（教育時間を含めた教育・保育の提供が1日当たり8時間以上、1年当たり200日以上）
		<input type="checkbox"/> 幼稚園	
		<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部	
		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	
		<input type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象）※	
		<input type="checkbox"/> 一時預かり事業（在園児以外を対象）	
		<input type="checkbox"/> 病児保育事業	
		<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
所	確認年月日	年 月 日	
設置者・事業者名			

様

さいたま市長



特定子ども・子育て支援施設等確認取消（停止）通知書

次の特定子ども・子育て支援施設等について、子ども・子育て支援法第58条の10第1項の規定により、次のとおり確認の取消し（停止）をしたので通知します。

施設	名 称	
	所 在 地	
事業	施設の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象） <input type="checkbox"/> 一時預かり事業（在園児以外を対象） <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
		所 確 認 年 月 日
設置者・事業者名		
取消（停止）理由		
取消	年 月 日	年 月 日
停止	内 容	
	期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 法第30条の5の規定による施設等利用給付の認定の手続は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後のさいたま市子ども・子育て支援法施行細則第16条から第20条までの規定の例により行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市子ども・子育て支援法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第43号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第2条及び条例附則第2項に規定する規則で定める額（以下「利用者負担額」という。）は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（以下「子ども」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第2条及び条例附則第2項に規定する規則で定める額（以下「利用者負担額」という。）は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>（以下「子ども」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(利用者負担額の徴収)</p> <p>第3条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所（以下「特定保育所」という。）の保育を受けた子どもの法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は法第16条に規定する扶養義務者（以下「<u>教育・保育給付認定保護者等</u>」という。）から、前条に定める利用者負担額を徴収する。</p>	<p style="text-align: center;">(利用者負担額の徴収)</p> <p>第3条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所（以下「特定保育所」という。）の保育を受けた子どもの法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>又は法第16条に規定する扶養義務者（以下「<u>支給認定保護者等</u>」という。）から、前条に定める利用者負担額を徴収する。</p>
<p style="text-align: center;">(時間外保育利用者負担額)</p> <p>第6条 市長は、さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）第1条に規定するさいたま市保育所において実施する法第59条第2号に規定する時間外保育について、<u>教育・保育給付認定保護者等</u>から別に定める時間外保育利用者負担額を徴収する。</p>	<p style="text-align: center;">(時間外保育利用者負担額)</p> <p>第6条 市長は、さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）第1条に規定するさいたま市保育所において実施する法第59条第2号に規定する時間外保育について、<u>支給認定保護者等</u>から別に定める時間外保育利用者負担額を徴収する。</p>

別表第1（第2条関係）

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
[略]		
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税をいう。以下同じ。）の所得割額が市町村民税所得割非課税世帯である世帯及び教育・保育給付認定保護者が養育里親等である世帯	[略]
第3	[略]	0円
第4	[略]	0円
第5	[略]	0円

備考

- 1 [略]
- 2 教育・保育給付認定保護者等の市町村民税の所得割額は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条の2、第24条及び第28条の規定の例により算定するものとする。
- 3 [略]

別表第1（第2条関係）

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
[略]		
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税をいう。以下同じ。）の所得割額が市町村民税所得割非課税世帯である世帯及び支給認定保護者が養育里親等である世帯	[略]
第3	[略]	6,800円
第4	[略]	17,200円
第5	[略]	22,400円

備考

- 1 [略]
- 2 支給認定保護者等の市町村民税の所得割額は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条の2、第24条、第26条の2及び第28条の規定の例により算定するものとする。
- 3 [略]
- 4 この表の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 次に掲げる子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額
    - ア 負担額算定基準子どものうち、政令第14条に規定する小学校第三学年修了前子ども（以下「小学校第三学年修了前子ども」という。）が1人のみである場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち年齢が最も高い子ども（以下「第1年長子ども」という。）である子ども
    - イ 全ての負担額算定基準子どもが法第6条第1項に規定する小学校就学前子ども

(以下「小学校就学前子ども」という。)  
の場合における第1年長子どもを除く  
小学校就学前子どものうち年齢が最も高  
い子ども(以下「第2年長子ども」とい  
う。)である子ども

(2) 次に掲げる子ども 0円

ア 負担額算定基準子どものうち小学校第  
三学年修了前子どもが2人以上いる場合  
における第1年長子どもである子ども

イ 負担額算定基準子どものうち小学校第  
三学年修了前子どもがいる場合における  
第2年長子どもである子ども

ウ 第1年長子ども及び第2年長子ども以  
外の負担額算定基準子どもである子ども

5 この表及び前項の規定にかかわらず、政令  
第14条の2に規定する特定被監護者等(以  
下「特定被監護者等」という。)が2人以上  
いる場合であって、前年度市町村民税の所得  
割額が77,101円未満である世帯の場合  
の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担  
額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる子ども この表により算定さ  
れた利用者負担額に2分の1を乗じて得た  
額

ア 特定被監護者等のうち、小学校就学前  
子ども以外の者が1人のみである場合に  
における負担額算定基準子どもである小学  
校就学前子どものうち第1年長子どもで  
ある子ども

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前  
子どもの場合における負担額算定基準子  
どもである小学校就学前子どものうち第  
2年長子どもである子ども

(2) 次に掲げる子ども 0円

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前  
子ども以外の者が2人以上いる場合にお  
ける負担額算定基準子どもである小学校  
就学前子どものうち第1年長子どもであ  
る子ども

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前  
子ども以外の者がいる場合における負担  
額算定基準子どもである小学校就学前子  
どものうち第1年長子ども以外の子ども

6 この表及び前2項の規定にかかわらず、子  
どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、  
第3階層に認定された場合の当該子ども(第  
4項第2号及び前項第2号に掲げる子どもを  
除く。)に係る利用者負担額は、0円とする。

(1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡

婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）等のいる世帯」…次に掲げる者を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者

オ 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）及び市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認める者

7 第4項及び第5項の規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)			
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が里親である世帯	0円	0円	0円	0円
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	0円	0円	0円	0円
第3	市町村民税均等割額のみ	8,000円	7,800円	0円	0円
第4	市町村民税所得割課税額	10,000円	9,800円	0円	0円
第5	48,600円未満	12,500円	12,200円	0円	0円
第6	48,600円以上63,900円未満	19,500円	19,100円	0円	0円
第7	63,900円以上97,000円未満	33,000円	32,400円	0円	0円
第8	97,000円以上137,600円未満	44,000円	43,200円	0円	0円
第9	137,600円以上169,000円未満	55,000円	54,000円	0円	0円
第10	169,000円以上301,000円未満	60,000円	58,900円	0円	0円
第11	301,000円以上397,000円未満	72,800円	71,500円	0円	0円
	397,000円以上				

備考

- 「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- 教育・保育給付認定保護者等の市町村民税の所得割額は、子ども・子育て支援法施行規則第21条の2、第24条及び第28条の規定の例により算定するものとする。
- 「3歳未満児」とは、基準日（当該年度の初日の前日をいう。以下同じ。）において3歳未満の子どもをいい、「3歳以上児」とは、基準日において3歳以上の子どもをいう。
- 「里親」とは、児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。
- 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割額が63,900円未満である場合は、この表の規定にかかわらず、この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じた額とする。
  - 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯
  - 「在宅障害児（者）等のいる世帯」…次に掲げる者を有する世帯をいう。
    - 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
    - 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
    - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者



- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者
- オ 要保護者及び市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認める者
- 6 子どもの属する世帯が前項各号に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割額が63,900円以上77,101円未満である場合には、この表の規定にかかわらず、3歳未満児に係る利用者負担額は、9,000円とする。
- 7 この表及び前3項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。
- (1) 次に掲げる子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額
- ア 負担額算定基準子どものうち、小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第2年長子どもである子ども
- イ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における第2年長子どもである子ども
- (2) 第1年長子ども及び第2年長子ども以外の負担額算定基準子どもである子ども 0円
- 8 この表及び前3項の規定にかかわらず、政令第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合であって、市町村民税所得割額が57,700円未満である世帯の場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。
- (1) 次に掲げる子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額
- ア 特定被監護者等のうち、小学校就学前子ども以外の者が1のみである場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第1年長子どもである子ども
- イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第2年長子どもである子ども
- (2) 次に掲げる子ども 0円
- ア 特定被監護者等のうち、小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第1年長子どもである子ども
- イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第1年長子ども以外の子ども
- 9 この表及び第5項から前項までの規定にかかわらず、子どもの属する世帯が第5項に該当する世帯の場合の前項第1号ア又はイに掲げる子どもに係る利用者負担額は、0円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、第5項から第8項までの規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

さいたま市規則第44号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>地方税法第463条の23及び市税条例第96条又は第97条の規定による種別割の減免に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条及びさいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第29号）附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の市税条例第96条又は第97条の規定による軽自動車税の減免に関する事務</u> 次に掲げる情報</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(12) 地方税法第45条、第326条第3項、第369条第2項、<u>第463条の24第2項</u>、第482条第3項、第608条第2項、第701条の10第3項、第701条の60第2項又は第702条の8第7項の規定による延滞金額の減免に関する事務 第1号に掲げる情報</p> <p>(13) <u>地方税法第331条、第334条、第373条、第463条の27</u>、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～ケ [略]</p>	<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>地方税法第454条及び市税条例第96条又は第97条の規定による軽自動車税の減免に関する事務</u> 次に掲げる情報</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(12) 地方税法第45条、第326条第3項、第369条第2項、<u>第455条第2項</u>、第482条第3項、第608条第2項、第701条の10第3項、第701条の60第2項又は第702条の8第7項の規定による延滞金額の減免に関する事務 第1号に掲げる情報</p> <p>(13) 地方税法第331条、第334条、第373条、<u>第459条</u>、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～ケ [略]</p>

第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) [略]
- (2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 次に掲げる情報  
ア～ケ [略]
- (3) [略]
- (4) 子ども・子育て支援法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更に関する事務 当該児童の扶養義務者に係る第2号の情報
- (5) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務 当該児童の扶養義務者に係る第2号に掲げる情報
- (6) 子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 当該児童の扶養義務者に係る第2号に掲げる情報
- (7)～(11) [略]

第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) [略]
- (2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 次に掲げる情報  
ア～ケ [略]
- (3) [略]
- (4) 子ども・子育て支援法第23条第1項の支給認定の変更に関する事務 当該児童の扶養義務者に係る第2号の情報
- (5) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更に関する事務 当該児童の扶養義務者に係る第2号に掲げる情報
- (6) 子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務 当該児童の扶養義務者に係る第2号に掲げる情報
- (7)～(11) [略]

## 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。